



東海村第6次総合計画

令和6年度 実施計画

「輝く SONZAI つながる TOKAI」

～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～

令和6年2月

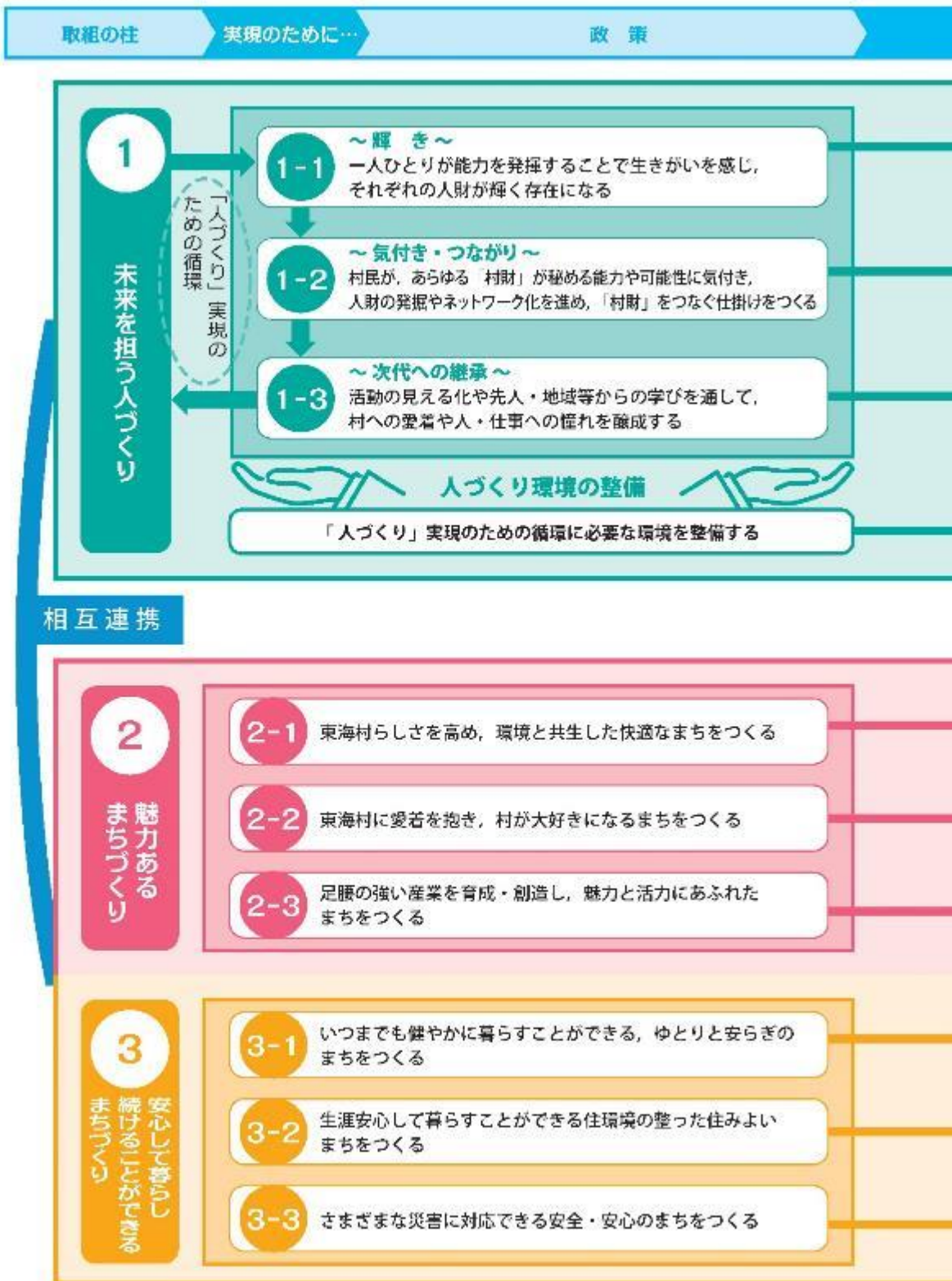




## 目次

1	第6次総合計画体系図	1
2	はじめに	3
3	実施計画策定の経緯	3
4	令和6年度行政経営方針	4
	（1）行政運営の基本的な考え方	5
	（2）重点的に取り組むべき政策	5
5	令和6年度実施事業の概要	6
	（1）実施事業数	6
	（2）第6次総合計画取組の柱別事業数	6
	（3）主な新規・拡充事業等	7
6	大規模建設事業の計画的な実施	9
7	主な休廃止事業	10
8	主な新規・拡充事業や取組の説明資料	11

〈計画体系図〉



- 1-1-1 すべての村民がさらなる輝きを増やすための支援体制の整備
  - 1-1-2 新たな活動を始め村民が輝きを見出すための支援体制の整備
  - 1-1-3 村民同士が多様性を認め輝く存在となるための共生環境の整備
- 1-2-1 伝統文化やふるさとの地域資源を学ぶ機会の提供
  - 1-2-2 村民の主体的なまちづくりを支援する情報の発信
  - 1-2-3 地域の次世代リーダー育成と世界に羽ばたく人材の育成
  - 1-2-4 村民の想いを地域活動につなぐためのコーディネート機能の向上
  - 1-2-5 村民が笑い・語り合い・つながりあふ場の充実化
  - 1-2-6 共感から共創・協創につなぐ未来志向の地域づくりを実現する対話の推進
- 1-3-1 生きる力と豊かな心を育む特色ある教育の推進
  - 1-3-2 体験活動を通じた子どもたちの健全な育成
  - 1-3-3 地域や国内外で活躍するトップランナーへの憧れを抱く取組の推進
- <「未来を担う人づくり」実現のための施策に共通する視点>
- 若者の地域や行政への参画の推進
  - 村民が気軽に参加できるまちづくりの推進
  - 村職員意識改革（⇒第5章 新しい「役場」への転換）

- 2-1-1 村の特性に対応した機能性と質の高い都市環境の充実
  - 2-1-2 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進
- 2-2-1 歴史や文化、自然を生かした魅力あるまちづくりの推進と次世代への継承
  - 2-2-2 スポーツによる賑わいづくりの推進
  - 2-2-3 「選ばれるまち」であり続けるための観光振興と戦略的な広報活動の充実
- 2-3-1 産学官の連携による科学技術の進展と産業創出による地域活性化
  - 2-3-2 魅力あふれる産業としての力強い農業の推進
  - 2-3-3 活力ある商工業の振興による地域経済の活性化
- 3-1-1 生涯を通じた健康づくりの推進
  - 3-1-2 誰もが住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らすことができる体制の構築
  - 3-1-3 安心して子育て・就学・修学できる環境の整備
- 3-2-1 村の特性に対応した新時代の公共交通の充実
  - 3-2-2 時代の変化に対応した都市基盤の整備
- 3-3-1 原子力災害の発生防止と対応力の強化
  - 3-3-2 あらゆる自然災害への対応力の強化
  - 3-3-3 防犯・交通安全体制の整備と適切な情報の提供

「輝く SONZAI しながら TOKAI」

共に生き 共に育つ  
しなやかで活力あるまち

## 2 はじめに

本計画は、東海村第6次総合計画において掲げた将来ビジョン『「輝く SONZAI つながる TOKAI」～共に生き-共に育つ-しなやかで活力あるまち～』の実現に向け、令和6年度の主要な事業や取組を明らかにし、予定する大規模建設事業を含め、今後3年間の見通しを示します。

また、村税を中心とした歳入が減少する一方で、行政需要の多様化による歳出増大を抑制する必要があることから、事業精査・歳出削減をはじめとする選択と集中を更に進めるため、実施計画策定・予算編成手法として、令和3年度から引き続き、「積み上げ方式」から村民ニーズを的確に把握している各部において効率・効果的な取組が行えるよう、部に予算枠を配分する「枠配分方式」にて実施しました。併せて、令和6年度実施計画においては、新たな庁内横断的組織である「地域戦略推進実行本部」で議論を重ね策定しています。

## 3 実施計画策定の経緯

令和5年	8月28日	「令和6年度行政経営方針」通知
令和5年	11月7日	第4回地域戦略推進実行本部
令和5年	11月30日	第5回地域戦略推進実行本部
令和5年	12月20日	第6回地域戦略推進実行本部
令和6年	2月5日	「令和6年度実施計画（案）」及び「令和6年度予算（案）」庁議決定

## 4 令和6年度行政経営方針

### 令和6年度 東海村行政経営方針

令和5年度は、これまでのコロナ対応に係る制限が大幅に緩和されたことにより、街にも賑わいが取り戻せてきたのではないかと感じています。東海まつりは、イベント・花火ともに大盛況で、多くの村民に笑顔が溢れていました。また、地域においても、祭りやイベントが再開され、人と人の繋がり大切さを改めて痛感したところです。

一方、役場においては、各種業務や各課の事業も着実に推進出来ているのではないかと見ています。今後とも、実施計画の更なる推進と様々な課題への適切な対応に努めながら、村民福祉向上のため、全庁一丸となって邁進してまいりましょう。

そして、令和6年度に向けた作業もスタートすることになります。令和6年度は、「第6次総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」が最終年度を迎えることから、令和7年度以降を視野に入れた作業も併せてスタートしなければなりません。また、令和7年には、村施行70周年を迎えます。この節目の年を次の飛躍を目指したステップとして、戦略的な取り組みも必要になってくると考えています。

まず、少子化対策です。国においては、こども家庭庁が発足し、「子ども未来戦略方針」が閣議決定され、異次元の少子化対策と言われる加速化プランが示されました。少子化の問題は、国の将来を左右する重要な政策テーマですが、地方においても、福祉や教育など重要な政策分野に多大な影響を与えるものであり、今後のまちづくりにおける最優先課題として取り組んでいかなければなりません。

また、DXの推進も引き続き加速させていく必要があります。「まるデジ構想 Ver.2.0」に基づき、着実にスマートサービスやスマートワークを推進していますが、今後は、これまでの役場文化を大転換するようなドラステックな変革が必要になってくると感じています。今、進めているオフィス改革と相まって、更なる挑戦を続けてください。

一方で、地域においては、担い手不足や交通問題、ゴミ問題等が一層顕在化しています。タウンミーティングやふれあいトークで、私も直接要望を聞いていますが、対応策を早急に検討しなければならないと強く感じているところです。現時点で、明確な処方箋はありませんが、トライ&エラーを繰り返しながら、住民の皆さんと一緒に課題解決に努めていきたいと考えています。

なお、財政経営においては、当面、心配する状況にはありませんが、新たなニーズに対応するためには、経常経費を不断に見直していくことは欠かせませんので、事務事業の評価結果を踏まえ、適切な予算要求に繋げてください。

令和6年度に向けて、職員の皆さんには、引き続き、創意工夫と挑戦する勇気を持って、新たな施策立案に全力で取り組んでいただくよう期待しています。

これらを踏まえ、「令和6年度東海村行政経営方針」を以下に示します。

令和 5年 8月24日

東海村長 山田 修

「行政経営方針」では、上記他、次ページの3つの行政運営の基本的な考え方、3つの重点的に取り組むべき政策を示しました。

## (1) 行政運営の基本的な考え方

### ①各種計画の推進

「第6次総合計画」や「個別計画」を着実に推進します。漫然と事業を推進するのではなく、「村民主体の福祉向上に資するものか」という視点を常に意識します。

### ②機動性と柔軟性の実践

行政サービスの内容や対象は、時代や環境によって変化していくものです。固定観念に囚われることなく、その状況に応じて、機動性や柔軟性を発揮して臨機応変に対応します。

### ③官民共創の更なる推進

行政だけで対応できない政策課題や民間力を有効に活用できる施策などについては、先進的な取り組みを参考にしながら、これまで以上に官民共創によるチャレンジを推進します。

## (2) 重点的に取り組むべき政策

### ①少子化対策

少子化の問題は、国の将来を左右し、地方においても福祉や教育など重要な政策分野に多大な影響を与えるものです。今後のまちづくりにおける最優先課題として、子育て支援のみならず、若者支援も検討します。

### ②デジタル化の推進

「まるデジ構想 Ver.2.0」に基づき、仕事の仕方改革や働き方改革と連動した取り組みを推進します。今後は、これまでの役場文化を大転換するような、ドラスティックな変革に向けて挑戦を続けます。

### ③交流連携の推進

地域におけるコロナ禍後のコミュニティ再生に努めるとともに、自治体間の連携推進や国際的な交流推進にも取り組みます。



## 5 令和6年度実施事業の概要

### (1) 実施事業数

R6実施事業等の数		休廃止等事業数
全体事業数	うち新規事業数	45事業
700事業	27事業	

※参考 R5全体事業数 718事業

※各小中学校教育振興事業及び給食運営管理事業の統合、国保会計の廃目整理等により事業数が減少した。

### (2) 第6次総合計画取組の柱別事業数

計画の取組の柱	R6事業数 (重複あり)	R5事業数 (重複あり)	R4事業数 (重複あり)
未来を担う人づくり	227事業	230事業	222事業
魅力あるまちづくり	181事業	180事業	176事業
安心して暮らし続けることができるまちづくり	488事業	509事業	523事業
計	896事業	919事業	921事業

※予算事業のみ。複数の施策に紐付くため、事業数は延べ数。諸費人件費等の内部管理事業は除く。

(3) 主な新規・拡充事業等

分野	重点取組政策	事業・取組名	R6予算 (千円)	年度別 方向性			所管課	頁
				R6	R7	R8		
子育て支援	○	<b>【子育て世帯に向けた支援強化パッケージ】</b>	149,421 (新規・拡充分)					12
		<b>新</b> こども家庭センターの設置 ～児童福祉と母子保健の一体的支援～ (要保護児童等対策事業，とうかい版ネウボラ推進事業 等)	既存事業	新規	継続	継続	子育て支援課 健康増進課	13
		<b>新</b> 東海村在宅育児手当支給事業	24,000	新規	継続	継続	子育て支援課	14
		<b>新</b> 第2子以降（0歳児～2歳児）の保育料無償化	利用者の負担 軽減額 約 23,000	新規	継続	継続	子育て支援課	15
		<b>新</b> （仮称）東海村緊急保育所整備事業	42,500	新規	継続	継続	子育て支援課	16
		民間保育施設等運営費補助金の拡充 （民間保育所等運営補助事業）	56,882	拡充	継続	継続	子育て支援課	17
		認可外保育施設・施設利用者向け補助の拡充 （認可外保育施設保育料補助事業等）	運営費補助 2,302 保育料補助 2,887	拡充	継続	継続	子育て支援課	18
		保育士等就労促進事業	20,850	拡充	継続	継続	子育て支援課	19
		電子母子手帳サービス提供事業 （とうかい版ネウボラ推進事業）	550	拡充	継続	継続	健康増進課	20
		産後ママあんしんケア事業	935	拡充	継続	継続	健康増進課	21
若者支援	○	<b>新</b> わかもののみちづくり推進事業	4,289	新規	継続	継続	地域戦略課	22
		<b>新</b> 経済的側面からの若者の支援 （奨学金返還支援事業）	8,982	新規	継続	継続	学校教育課	23
医療・介護・福祉・教育		<b>新</b> 難聴者補聴器購入費助成事業	2,500	新規	継続	継続	総合相談 支援課	24
		<b>新</b> ケアマネジャー資格取得支援事業 <b>新</b> 医療機関・介護サービス事業所相互理解推進 <b>新</b> 介護サービス事業所総合支援の強化 <b>新</b> 介護人材確保・支援事業	合計 2,359	新規	継続	継続	保険課 総合相談 支援課	25 ～ 28
		心の居場所づくり推進事業	22,520	拡充	継続	継続	指導室	29
防災・環境		<b>新</b> 防災行政無線放送設備基本計画策定 （防災無線放送施設整備管理事業）	495	新規	継続	継続	防災原子力安 全課	30
		合併処理浄化槽設置事業 <b>新</b> 浄化槽転換・雨水貯留槽再利用事業	5,712	新規・ 拡充	継続	継続	下水道課	31

		<b>【雨水浸水被害軽減強化パッケージ】</b> (道路新設改良舗装事業・中央区画整理雨水排水路整備事業等)	222,150	継続	継続	継続	建設部関係課	32
		新官民連携によるカーボンニュートラルの推進～EV 普及促進のための充電設備の設置～		新規	継続	継続	環境政策課	33
交流連携の推進	○	単位自治会交付金交付事業	46,071	拡充	継続	継続	村民活動支援課	34
		新国際交流都市調査選定事業	4,342	新規	継続	継続	政策推進課	35
		新国内交流ジュニアアンバサダー育成派遣事業	3,794	新規	継続	継続	政策推進課	36
人づくり・まちづくり		新東海村産業振興ビジョン策定 (産業振興諸費)	33,440	新規	継続	継続	産業政策課	37
		6・3・3 plus とうかいつ子育成プロジェクト		拡充	継続	継続	地域戦略課 他	38
		シティプロモーション推進事業	11,085	拡充	継続	継続	地域戦略課	39
		次期総合計画・次期総合戦略の策定 (総合計画審議会運営事業・デジタル田園都市 国家構想総合戦略策定事業)	9,511 (総合計画) 5,565 (総合戦略)	拡充	継続	継続	政策推進課	40 41
デジタル化の推進	○	スマートサービス推進事業	1,423	拡充	継続	継続	地域戦略課	42
		スマートワーク推進事業	14,322	拡充	継続	継続	地域戦略課	43
		デジタル対応社会推進事業	1,317	拡充	継続	継続	地域戦略課	44
		新民間学童クラブ Wi-Fi 環境整備補助事業	450	新規	継続	継続	子育て支援課	45
		デマンドタクシーAI 配車システム導入 (デマンド交通運営事業)	99,210	拡充	継続	継続	産業政策課	46
70周年		新村発足 70 周年記念事業の基本方針 新東海村企画公募補助事業	5,000	新規	継続	継続	地域戦略課 村民活動 支援課	47 48

※**新**は、令和6年度新規事業・取組。( )内は、予算事業以外の取組等の予算事業名や施設名を示しています。

※歳出予算を伴わない場合もあるため、予算額は12頁以降の説明資料に記載される金額とあわせています。

## 6 大規模建設事業の計画的な実施

公共施設の長寿命化や生活基盤となるインフラの維持には、緊急度や重要度等を考慮しつつ、年度間の財源を平準化しながら、計画的に実施します。

【主な大規模建設事業の整備計画表】

(単位：千円)

区分	施設名	R 6	当初 予算額	R 7 (予定)	概算 事業費	R 8 (予定)	概算 事業費
福祉施設	総合福祉センター	外装改修（2期工事）	284,900	照明器具更新	79,000	非常用発電機更新	36,000
	東海病院	大規模改修（空調、照明、外壁）	185,000	-	-	-	-
教育施設	学校教育関係	外装改修（第1期）（石神小）	167,200	外装改修（第2期）（石神小）	100,000	-	-
		内装改修（第5期）（村松小）	49,500	内装改修（第6期）（村松小）	49,500	内装改修（第7期）（村松小）	49,500
	生涯学習関係	駐車場整備（第1期）（文化センター等）	190,542	駐車場整備（第2期）（文化センター等）	240,000	-	-
		電気設備更新（駅コミュニティ施設）	96,250	照明器具更新（図書館）	52,190	-	-
		電気設備更新（総合体育館）	79,420	-	-	-	-
道路・橋梁・公園等	阿漕ヶ浦公園・周辺整備	道路改良	43,065	道路改良	42,000	駐車場整備	201,366
	公園	-	-	整備（中央1号公園）	76,400	-	-
	橋梁・歩道橋	-	-	南川根橋修繕	80,000	長堀歩道橋修繕	54,000
	生活道路	舗装補修	55,952	舗装補修	114,000	舗装補修	114,000
	中央雨水幹線	調整池等整備	103,000	調整池等整備	151,000	調整池等整備	233,000
上下水道	浄水場・配水場	配水場非常用発電機等更新	320,000	配水場非常用発電機等更新	未定	-	-
	下水道整備	管路整備，マンホール更生，耐震化等	428,000	管路整備，マンホール更生，耐震化等	505,000	管路整備，マンホール更生，耐震化等	515,000
その他施設	役場庁舎	庁舎駐車場及び中庭改修工事实施設計	18,986	多目的駐車場整備	16,300	-	-
	コミュニティセンター	受変電設備更新（真崎・白方）	40,260	-	-	-	-
	産業・情報プラザ	外装改修	119,240	-	-	照明器具更新	42,900

注) 令和7年度以降の事業については、見直す場合があります。

## 7 主な休廃止事業

No.	休廃止事業名	理由	所管課
1	青少年問題協議会運営事業	青少年の指導・育成・保護等については、各個別事案に応じた会議が設置され、関係機関・団体等の連携や情報交換は相互に行われており、会議の目的は十分に果たされていることから廃止します。	生涯学習課
2	不妊治療費助成事業	当該治療の保険診療化に伴い、茨城県の不妊治療費事業が終了するため、本村の上乗せ分支給の事業も終了します。	健康増進課
3	舟石川幼稚園運営事業	令和5年度をもって閉園となるため、事業を廃止します。	子育て支援課
4	須和間幼稚園運営事業	令和5年度をもって閉園となるため、事業を廃止します。	子育て支援課
5	東海村高齢者みまもり訪問サービス事業	訪問による見守りサービスは、当事業と愛の定期便事業があり、当事業の需要がないことから廃止します。	総合相談支援課

他統合24件、廃目整理（国保会計）10件 など

## 8 主な新規・拡充事業や取組の説明資料

---





## 1. 現状と課題

- 出生数が減少する中、保育ニーズは急伸し、0歳児～1歳児においては**入所申請児童数が定員を超えており**、入所保留児童数も増加傾向にあります。
- 一部の保育施設では定員超の児童を預かる一方、**保育士不足**の影響により、定員まで預かることができない施設もある状況です。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延やウクライナ問題等による景気悪化・物価高騰により、**子育て世帯の家計は厳しさを増し**、共働き世帯の増加が保育ニーズ上昇の一因と考えられます。
- このような現状において、村では、若い世代が安心して子育てできるまちづくりの推進に向けて、**ソフト・ハードの両面から、子育て世帯に向けた支援を強化**いたします。

## 2. 事業概要



新規

【子育て世帯に向けた支援強化パッケージ】

# こども家庭センターの設置

～児童福祉と母子保健の一体的支援～

福祉部子育て支援課，健康増進課

既存事業（要保護児童等対策事業やとうかい版  
ネウボラ推進事業 等）による一体的支援



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1. 背景・目的

・改正児童福祉法により，市区町村では子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合拠点（児童福祉）の設立意義や機能は維持した上で組織を見直し，全ての妊産婦，子育て世帯，子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。

・センターの設置については，児童福祉と母子保健の一体的な提供体制が整っている場合は，場所が分離している場合等を含め，「こども家庭センター」を設置したものとすることから，村では，分離体制を継続したまま令和6年4月から「こども家庭センター」を設置し，子育て世帯等に対する包括的な支援体制の強化を図る。

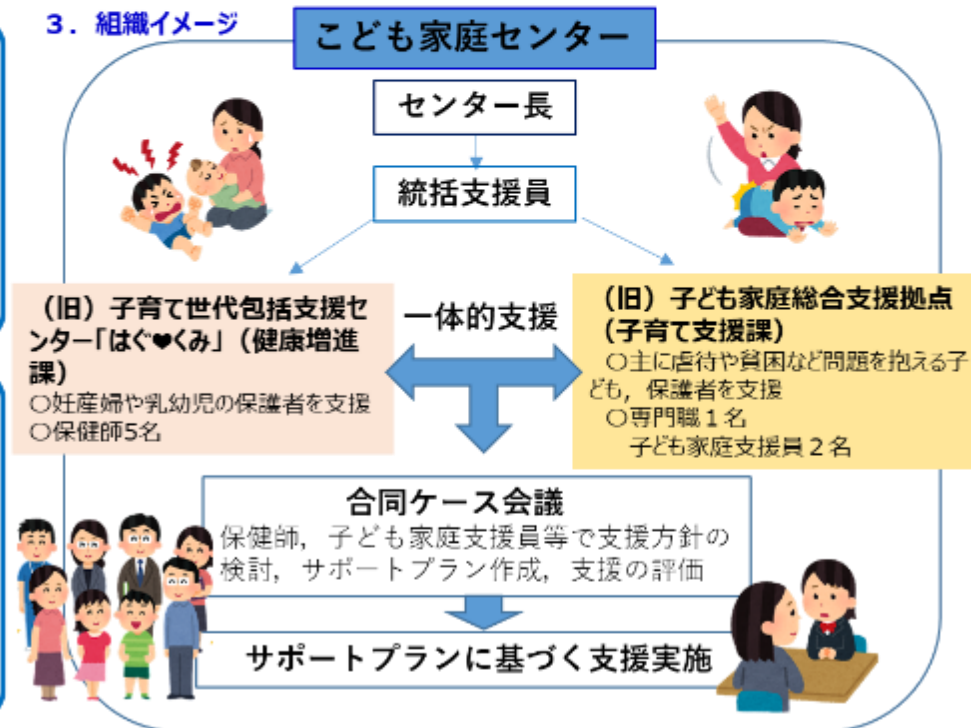
## 2. 実施体制

- 組織全体のマネジメントができる責任者である**センター長**を配置
- 母子保健及び児童福祉双方の業務に十分な知識を有し，俯瞰して判断することのできる**統括支援員**を配置
- 児童及び妊産婦等からの相談を「健康増進課」，「子育て支援課」で情報共有し，「こども家庭センター」として支援を要する当事者のニーズに沿った支援計画（**サポートプラン**）の作成

## 4. 効果（役割）

- 妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む**地域資源の創出や連携を図り，一体となった支援体制の構築。**
- 妊産婦，子どもや保護者の意見や希望を確認し，汲み取りつつ，関係機関とのコーディネートを行い，地域の必要なサービスにつなぐ**ソーシャルワークの中心的な役割を担う**ことで，子育て家庭を包括的に支援する。
- サポートプランに基づき，妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む**様々な支援メニューに繋ぎ，問題の解決を図る。**

## 3. 組織イメージ





新規

# 東海村在宅育児手当支給事業

福祉部子育て支援課  
子ども家庭担当

R6年度予算額 24,000千円  
【内訳】手当：対象児童200人×10千円×12か月



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1. 背景・目的

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み、育てることができる東海村を実現するため、子どもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児の育児を家庭で行う在宅育児世帯（生活保護世帯を除く）に対し、経済的な支援を実施する。

## 2. 事業概要

- 支給対象者 対象児童を在宅で養育する保護者（村内在住者に限る）
- 対象児童 生後2か月から満3歳までの第2子以降の児童（村内在住者に限る）
  - ◆ 認可保育園・こども園・小規模保育施設等に預けていないこと
- 支給金額 児童1人当たり 1万円/月
- 支給方法 随時申請を受け付け、指定口座に支払う。
- 支給月 毎年10月・4月

## 3. 対象児童数

- 3歳未満 約800人  
⇒ 対象となる在宅の第2子以降 約200人（推計）

子どもは保育施設に預けなくて、家で面倒をみたいんだよね。



働きに出られない。家計が不安…

## 4. 事業イメージ



新規

【子育て世帯に向けた支援強化パッケージ】

## 第2子以降（0歳児～2歳児）の保育料無償化

福祉部子育て支援課 認定・給付担当

利用者の負担軽減額 約23,000千円



子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てをすることができるまちを目指し、

**令和6年4月から0歳児～2歳児の第2子以降の保育料を村独自で無償化** いたします。

### 現在の軽減後の保育料

階層区分	同時第2子※1	第2子	第3子以降
A～C1	無料	無料	無料
C2～D4	半額	半額	
D5～D12		通常	

※1 就学前で、保育所等に同時に在籍している2番目の児童

#### (参考) R5.10 対象児童・保育料

年齢	対象児童数	保育料/月
0歳児	55人	約850,000円
1歳児	89人	約1,300,000円
2歳児	78人	約1,500,000円
合計	222人	約3,650,000円

### R6.4～軽減後の保育料

階層区分	同時第2子※1	第2子	第3子以降
A～D12		無料	無料

■ 対象児童：次の要件をすべて満たす児童を対象といたします

- ① 村内在住
- ② 認可保育施設※2に在籍
- ③ 同一世帯における第2子以降の児童

※2 村内外の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育等）を対象とします。なお、プレ幼稚園は対象外となります。

■ 対象費用：保育料（延長保育料や給食費、保護者会費、教材費などの実費は対象外となります）

■ 無償化にあたり、保護者の方の手続き等は不要です

■ 認可外保育施設を利用されている児童に向けては、別途 **保育料の補助を拡充** いたします

新規

# 【子育て世帯に向けた支援強化パッケージ】 (仮称) 東海村緊急保育所整備事業

福祉部子育て支援課  
計画推進・施設担当

令和6年度予算額 42,500千円  
【内訳】工事費 40,000千円/備品購入費2,500千円

3 すべての人に  
健康と福祉を



11 住み続けられる  
まちづくりを

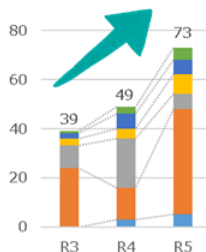


SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 背景・目的

### ● 入所待ち児童（入所保留児童）の増加

- ・子育て中の女性の就業率の上昇などに伴い、保育所入所希望割合は年々上昇。
- ・令和5年4月1日時点の入所保留児童は**73人**。  
⇒そのうち全体の**70%以上が0～2歳児**。



### ● 少子化の進行による今後の保育ニーズ分析の必要性

- ・保育の受け皿確保（定員拡大・施設整備等）にあたっては少子化の動向や今後の保育ニーズの見込みを踏まえた検討が必要。
- ・『第三期子ども・子育て支援事業計画（R7-R11）』の策定に向け本年度アンケート調査を実施。  
⇒アンケート結果を踏まえて**令和6年度**に今後の保育の量の見込みを精査。

- ▶ 保育の受け皿確保の検討にあたっては**将来において必要な保育の量**の見極めが重要
- ▶ 一方で増加する **入所保留児童への対応** も待たなしの状態

<保育の受け皿が充足するまでの緊急対応策>

弾力的運用により既存施設でできるだけ多くの保育ニーズの受け皿を確保するほか、  
認可保育施設への入所が可能となるまでの期間の受け皿として

**(仮称) 東海村緊急保育所 を整備**

## 事業効果

- ▶ 入所保留児童の多い年齢に絞り、一時的に保育の受け皿を確保することができる。
- ▶ 既存の資源を活用し、整備費用の縮減、整備期間の短縮を図ることができる。
- ▶ 将来的には国の動向を踏まえた新たな保育ニーズへの受け皿となることもできる。  
(例：誰でも通園制度)

## 事業概要

### ● 整備概要

- ・設置者 東海村
- ・運営形態 公設公営（予定）
- ・設置場所 現 須和間幼稚園園舎  
〔鉄骨造1階建（昭和50年建築）/建物面積646㎡〕  
※本年度末で閉園となる**須和間幼稚園の園舎を改修**し活用  
【調理室・ランチルーム整備/トイレ改修 等】
- ・利用対象者 村内在住で保護者が就業事由等により保育することができない児童のうち、認可保育施設への入所申込みをしたが入所に至らなかった児童(=入所保留児童)
- ・利用期間 月を単位とし、4月から翌年3月までの最大12か月  
※翌年度の入所申込みでも入所に至らなかった場合は、再度4月から翌年3月までの最大12か月利用可
- ・定員（予定） 30名（0歳：5名/1歳：15名/2歳：10名）  
※離乳食完了程度から利用可  
※入所保留者の動向を踏まえて設定
- ・開所日 月曜日～金曜日
- ・開所時間 7：30～19：00
- ・施設の種類 認可外保育施設  
※設備や人員等の基準は認可保育所と同程度で整備



### ● スケジュール（予定）

	R5下期	R6	R7.4月
施設整備	園舎改修設計	園舎改修工事	開所
保育体制	保育内容、職員体制等検討・整備		
入所申込	※新年度の認可保育施設入所選考で入所保留となった方に緊急保育室の利用申し込みを案内		

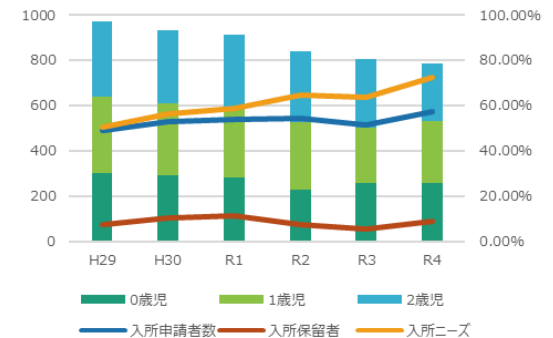


民間保育施設の「円滑な運営及び保育の質の維持向上を図る」ことを目的とした本補助事業について、事業メニューと補助基準額を新規・拡充することで、村内民間保育施設の各種取組みを促進し、村内保育環境等のさらなる向上を図ります

現状

- 待機児童解消のため、村ではR2に民間小規模保育事業所・公立保育所を設置し、0～2歳児（以下、「未満児」）の入所保留児は減少（R1（115人）→R2（76人））
- その後、保育ニーズが高まり、未満児の入所申請者が増加（R2（543人）→R4（571人））
- それに伴い入所保留児童数も増加（R1（115人）→R2（76人）→R4（90人））
- なお、人口は減少～横ばいであるが、保育ニーズは急伸（H29（50.41%）→R4（72.65%））

未満児における保育需要等推移



概要

現行

- 補助額：2万4千円×定員数（上限）
- 補助事業（補助基準）
  - ①保育体制強化事業（補助対象経費相当額）
  - ②アレルギー児保育支援事業（ " ）
  - ③障がい児保育支援事業（ " ）
  - ④休日保育支援事業（ " ）
  - ⑤保育環境改善費補助事業（ " ）
  - ⑥使用済みおむつ処分補助事業（ " ）
  - ⑦保育備品購入費補助事業（ " ）
  - ⑧駐車場用地賃借料補助事業（ " ）
  - ⑨安全対策支援事業（ " ）
  - ⑩感染症対策支援事業（ " ）

例：定員100名、現行メニューの①保育支援者を10万円/月で雇用、⑤200万円使用、⑥2万円/月で賃借した場合  
 ▶現行：240万円の補助  
 （24,000円×100名<3,440,000円（①+⑤+⑥））  
 ▶拡充後：344万円の補助  
 （①1,200,000円+⑤・⑥24,000円×100名>2,000,000円+240,000円）

拡充後

- 補助額：各事業に補助基準額を設定
- 主な対象事業

事業名	事業内容等	補助基準額
（拡）保育補助者雇上強化事業（国補）	勤務環境改善を図るため、保育士の補助を行う保育補助者を雇用	年額232.8万円（上限）
（拡）保育体制強化事業（国補）	保育士の負担軽減を図るため、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を雇用	月額10万円（上限）
アレルギー児保育支援事業	アレルギー児の保育支援のため、保育士等を雇用	対象児童1人当たり月額5千円
障がい児保育支援事業	障がいを持つ児童の保育支援等のため、保育士等を雇用	重度の児童1人当たり月額6万円 軽度の児童1人当たり月額4万円 上記以外の児童1人当たり月額2万円
（新）保育士確保対策支援事業	保育士の確保に係る取組み（広告の掲載、就職イベントへの参加等）や、離職防止のための独自給付の実施	年額50万円（上限）
保育環境整備支援事業	以下に係る業務の経費 ・施設の清掃や樹木の剪定等 ・使用済みおむつの自施設処分 ・送迎用の駐車場用地賃借 ・施設の軽微な修繕等	年額2.4万円×利用定員（上限）



今後さらなる保育ニーズの高まりにより、認可保育施設に預けることができなかった児童たちの受け皿確保を維持するため、認可外保育施設に対する補助を拡充します。また、その利用者への補助を拡充することで、保護者の負担軽減を図り、ひいては村全体の保育環境のさらなる充実を図ります

	認可外保育施設運営費等補助事業 (施設向け補助)		認可外保育施設保育料補助事業 (利用者向け補助)	
	現行	R6.4~	現行	R6.4~
制度概要	一定要件を満たす認可外保育施設に対し、利用児童数や、保育士の研修、保険の加入実績等に応じて運営経費を補助		村内に在住し、国の保育無償化の認定を受けていない利用者（主に0歳児～2歳児）に対し、保育料の一部を補助 ※ 延長保育料や給食費、保護者会費、教材費などの実費は対象外	
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■算定基準</li> <li>・施設利用者（村外在住者含む）</li> <li>・1日8時間以上、月20日以上の利用児童1人あたり月額2,500円</li> <li>・1日8時間以上、月15日以上の利用児童1人あたり月額1,500円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■算定基準</li> <li>・月極めの施設利用者（村外在住者含む）</li> <li>・月初の利用児童1人あたり月額 <ul style="list-style-type: none"> <li>0歳児：15,000円</li> <li>1・2歳児：10,000円</li> <li>3歳児：3,000円</li> <li>4・5歳児：2,000円</li> </ul> </li> </ul> を補助します	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助額</li> <li>・認可外保育施設の月額保育料と、認可保育施設利用料の差額の1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助額</li> <li>・認可外保育施設の月額保育料と、認可保育施設利用料の差額を補助します</li> <li>上限 42,000円</li> </ul>
予算	287千円（R4決算）	2,032千円 （R4ベース試算）	374千円（R4決算）	2,887千円 （R4ベース試算）



村内保育施設で働く保育士等に対し、村独自の手当助成（処遇改善）を拡充することで、保育士等の確保と離職防止を図り、保育環境・保育の職場環境の改善と入所保留児童の削減につなげます

現状

- 出生数が減少する一方、保育所等の入所者数は増加し、1歳児～2歳児は定員超の入所者数
- 一部の保育所等では、保育士不足※1の影響により、定員までの預かることができない状況

※1 保育士の有効求人倍率：2.49（全職種の有効求人倍率：1.35）

（出典）厚生労働省「職業安定業務統計」令和4年10月

概要

- 対象者：村内の公立（会計年度任用職員に限る）及び民間認可保育施設※2で勤務する保育士等※3

※2 認可保育園、認定こども園、認可小規模保育事業、※3 正規・非正規は問いません

保育所等入所者推移（各年度3月1日）

(人)

	定員 ～H31	定員 R2～	H30	H31	R2	R3	R4
0歳児	81	94	74	68	81	77	88
1歳児	111	132	124	126	139	142	132
2歳児	141	162	145	147	162	162	167
3歳児	154	175	156	153	157	168	167
4歳児	162	183	159	154	162	163	176
5歳児	174	196	163	160	158	161	165

※赤字は定員を超えて受入れ

事業名	要件	支給額
(新) 保育士等処遇改善助成金 (予算：16,100千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以上の労働契約を結んでいること</li> <li>・ 月64時間以上勤務していること</li> <li>・ 法人の経営者及び経営者の親族でないこと 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間：月額5千円</li> <li>・ 公立：担任や早番・遅番の勤務時、1時間100円</li> </ul>
(新) 保育士等継続勤務報奨金 (予算：2,000千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内の同一保育施設に10年以上勤務</li> <li>・ 以降、継続勤務が10年に達した翌年度に支給※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年勤務：5万円</li> <li>・ 以降、10年勤務ごと：5万円</li> </ul>
(新) 潜在保育士の復職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内公立保育所において、保育実習を行うことで復職への不安を取り除き、保育士として働くことを応援</li> </ul>	—
(拡) 潜在保育士等復職支援助成金 (予算：300千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村外の保育施設を退職後1年未満の方が村内の保育施設に就職</li> <li>・ 1年以上保育現場を離れていた方が村内保育所に就職</li> </ul>	10万円（1人1回のみ）
(拡) 保育士等就労支援家賃助成金 (予算：2,400千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内の保育施設に勤務し、引き続き村内に居住</li> <li>・ 村内の賃借物件を保育士本人名義で契約</li> </ul>	月額2万円（上限）
(拡) 村内保育施設入所調整時の点数加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東海村内の保育施設等に勤務する保育士等のお子さんが、村内の保育施設に入所申請する際、要件判定基準に15点を加算</li> </ul>	—

※4 各継続勤務年ごと、に1人1回のみ支給いたします

拡充

## 電子母子手帳サービス提供事業

福祉部 健康増進課 健康づくり担当

R6年度当初予算額 550千円（国庫補助2/3）

【内訳】委託料 550千円

※とうかい版ネウボラ推進事業内予算

3 すべての人に  
健康と福祉を



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 背景と目的

- 多様化する子育てニーズに対応し、子育て世代の情報収集ツールであるスマートフォンへの情報発信強化を図るため、電子母子手帳サービスを提供します。
- 電子母子手帳により、予防接種のスケジュール管理、健康診査の記録、村の子育て情報やイベント情報の提供、出産や育児に関するアドバイスの提供（動画配信・オンライン面談）、事業のオンライン予約を行います。
- 東海村子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」との相互リンクにより、育児や仕事に忙しい方でも便利に活用でき、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。
- 平成31年度から契約していた母子健康手帳アプリの契約形態が変更となり、サービスの提供が終了となったことから、改めて、再委託にて必要な機能を追加したサービスを提供します。

### 事業概要

- ▶電子母子手帳   ▶予防接種スケジューラー   ▶オンライン予約
- ▶地域の子育て情報掲載   ▶イベント検索   ▶医療機関検索   ▶子育て施設検索
- ▶メール配信・プッシュ通知・オンラインアンケート（伴走型支援）
- ▶離乳食サービス・アレルギーチェック   ▶子育てガイドブックの電子化

【事業費】 委託料 550千円

（子育てモバイルサービス標準パッケージ年間ライセンス、運用費）（伴走型パッケージ）

### 事業効果

- ◆育児期間中、時間を問わずに教室等の予約ができる。
- ◆出産・子育て応援事業の伴走型支援に活用ができる。
- ◆将来的に、電子問診票・予診票など、乳幼児健診DX、小児予防接種DXへの移行に活用できる。

#### ▶ 事業イメージ

母子手帳の交付

アプリダウンロードの勧奨

利用開始

- 健診記録管理
- 予防接種スケジューラー
- アンケート機能  
（出産・子育て応援事業）
- オンライン相談
- オンライン予約



拡充

## 産後ママあんしんケア事業

福祉部 健康増進課  
健康づくり担当

R6年度当初予算額 935千円（国庫補助1/2）  
【内訳】委託料 885千円 扶助費 50千円

3 すべての人に  
健康と福祉を



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 背景と目的

- 平成29年度より開始した産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、令和元年の法定化により市町村の努力義務とされました。今後、産前・産後のケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられております。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から国の方でも非課税世帯を対象に減免支援を実施したところですが、**利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入します。**

### 事業概要

- 【対象者】 村内に住所を有し、事業の利用に時点において出産後1年を経過しない女子
- 【事業内容】 **(宿泊型)** 医療機関等において、対象者を宿泊させ、母体の回復を図り、並びに母体のケア及び乳児のケアを実施するとともに、育児に関する指導、相談等を実施する。  
**(通所型)** 対象者に日帰りにより医療機関等を利用させ、母体の体力の回復を図り、並びに母体のケア及び乳児のケアを実施するとともに、育児に関する指導、相談等を実施する。
- 【利用料】 自己負担額 2割負担 → 1割負担 に減額（非課税、生活保護世帯は無料）
- 【事業費】 委託料 885千円 扶助費 50千円



### 事業効果

- ◆自己負担額の軽減により、産後ケア事業を利用しやすい環境が整う。
- ◆退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制が充実する。
- ◆こども家庭センターの困難事例の受け皿としても活用できる。



### ▶ 事業イメージ

利用の申請／決定通知

サービスの利用

利用料の支払い  
【自己負担額】  
2割→1割負担

【償還払い申請】  
減免助成額  
2,500円/回  
(助成日数5日分)





新規

若い世代のチャレンジが生まれるまち

# わかものまちづくり推進事業

総合戦略部 地域戦略課 プロジェクト推進担当

令和6年度当初予算額 4,289千円  
【内訳】報酬, 報償費, 委託料 等



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

令和5年4月にこども基本法が施行され、まちづくりに“こども・わかもの声を反映すること”や“こども・わかものが社会・政治に参加すること”の重要性がより一層注目されている。本村ではこれまで、特に若い世代がやりたいことにチャレンジすることができ、まちに関わることができる新たな仕掛けとして「東海村つながるプロジェクト (T-project)」, 地域を学び、地域と関わる機会が中学校卒業を境に途切れないような継続性を持たせる仕掛けとして「6・3・3 plusとうかいつ子育成プロジェクト」を展開している。

今般、これまでの取組みを更に深化すべく、若い世代が生き生きと活動し、顔の見える関係を構築するため、高校生や大学生をメインターゲットに据えた“まちづくりへの重層的な関わりしろ”を作り出し、点から面に広げていくことを意識した日常的な居場所づくりやつながりづくり、東海高校とのパートナーシップの深化を進め、ハード・ソフト両面での下地作りや環境を整備する。



新規

# 経済的側面からの若者の支援 (奨学金返還支援事業)

教育委員会学校教育課  
企画総務担当

令和6年度当初予算額 8,982千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1. 背景・目的

- ▼2030年代に入ると、日本の若年人口は現在の倍速で急減し、少子化はもはや歯止めの利かない状況。
- ▼国は、2030年代に入るまでの6~7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと位置付けている。
- ▼若者世代が経済的な不安を覚えることなく、希望どおり結婚・出産・子育てを選択できるよう奨学金を返還しながら働く若者の経済的負担を軽減するとともに、村内の医療・介護・福祉分野における人材の確保・定着につなげることを目的とする。

## 2. 事業概要

【対象奨学金】 東海村奨学金, 日本学生支援機構貸与奨学金 (第一種), 茨城県奨学資金

複数の奨学金の貸与を受けている場合は、そのうち1つのみを補助対象とする

2つの要件を満たせば、前年度の奨学金返還額を**最大全額補助!!**

### 【補助要件1】 以下をすべて満たす方

- ①学校教育法に規定する高等学校等程度以上の学校を卒業し、奨学金の貸与を受けた方
- ②村内に住民登録し居住している方(※1)
- ③申請年度の前年度の末日において30歳未満の方
- ④返還すべき奨学金及び村税等に滞納がない方
- ⑤他の奨学金返還に関する支援を受けていない方

前年度返還額の  
**最大50%補助**  
(※3)

### 【補助要件2】 以下をすべて満たす方(※2)

- ①補助要件1を満たす方
- ②医療・介護・福祉職の国家資格を活かし、村内の医療・介護・福祉事業所に就業している方又は村立小中学校に勤務する任期付村費教職員・常勤講師の方(社会保険加入者)
- ③公務員でない方(任期付村費教職員、村立小中学校常勤講師、村立保育所に勤務する会計年度任用職員の保育士を除く)

前年度返還額の  
**最大50%補助**  
(※3)

※1 前年4月1日から基準日(6月1日)まで継続して村内に住民登録し居住している方を対象とする

※2 前年度において、村内事業所に就業している期間を対象とする(月単位)

※3 前年度返還額の50%の額(返還計画に基づいた額に限る)、貸与総額の5%又は121,000円のいずれか少ない額を上限とする

## 3. 補助金交付スケジュール

前年度	本年度	
奨学金返還	申請期間	交付
4月~3月	6月1日~7月末日	10月



不足する教員や保育士の確保につなげ、教育・保育の質の維持に努める。

### 1. 背景・目的

重度難聴児者においては、身体障害者手帳の取得により、補聴器の給付を受けることができるが、手帳の対象外となる程度の難聴により日常生活やコミュニケーションに課題がある人については、これまでは18歳以上の者に対する助成制度はなかった。また、自力で購入する場合、補聴器専門店や専門医からの診断を受けることなく、難聴度に適合した補聴器を購入していないケースがあることから、18歳以上の中等度の難聴者の日常生活やコミュニケーション能力の向上を目的に助成を行う。

### 2. 対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で、次の要件をすべて満たす方

- ・東海村内に住所がある18歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない人または医師が装用の必要を認めた方

### 4. 申請の流れ

- 1) 申請書受け取り
- 2) 受診・意見書の作成
- 3) 見積書依頼
- 4) 助成申請
- 5) 補聴器購入
- 6) 助成額請求

### 3. 助成額

- ①生活保護世帯の人  
村・県民税非課税世帯の方・・・上限額50,000円  
(全額)
- ②上記以外の世帯の方……………上限額25,000円  
(半額)

#### 予算額

50,000円×50名=2,500,000円  
片耳 25,000円

### 5. 効果測定

購入後のフォローアップとして、装着に関するアンケート調査（日常生活調査）を実施。



新規

# ケアマネジャー資格取得支援事業

福祉部保険課  
介護保険担当

令和6年度当初予算額 1,139千円  
【内訳】補助金1,139千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1. 背景・目的

厚生労働省では人口減少による介護人材不足を見据えて、介護人材確保に向けて介護事業所の負担軽減等を行っている。また、東海村主任介護支援専門員協議会においても、ケアマネジャー不足や、居宅介護支援事業所の処遇改善の声が多く挙げられていたため、村内居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対してケアマネジャーとして働くことに関するアンケート調査を実施した。

<アンケート調査の結果>

- ①ケアマネジャーとして働き続けたくない 40.91%
- ②働き続けるために臨むこと (1位 給与, 2位 仕事の負担軽減, 3位 職員が増える)
- ③村にしてほしいこと (1位 資格取得・更新費用の助成, 2位 (保険給付請求外の) 相談業務に関する給付, 3位 ケアマネジャーの評価)

## 2. 事業概要

R5.9月末現在, 村内居宅ケアマネ数32名 (うち主任ケアマネ18人) + その他施設ケアマネ12人 合計44人  
補助率100%で実施。条件は, 前年度資格取得 (更新) し, 前年度の4月1日時点から申請日現在 (新規取得者においては申請日現在) において, 資格取得した者で, 前年度の4月1日から申請日までに村内の介護事業所等でケアマネジャーとして勤務を開始し, かつ申請年度末まで継続して勤務する見込みの者

①ケアマネジャー等資格取得費用助成 (前年度資格取得した者)  
 <補助対象試験・研修> ※令和5年度の内容

- ・介護支援専門員 (5名程度)
- 実務研修受講試験 9,400円
- 実務研修 55,000円
- ※資料代10,000円で推定
- ・主任介護支援専門員 (3名程度)
- 主任介護支援専門員研修 54,450円 (資料代込み)

②ケアマネジャー等資格更新費用助成 (前年度資格更新した者)  
 <補助対象試験・研修> ※令和5年度の内容

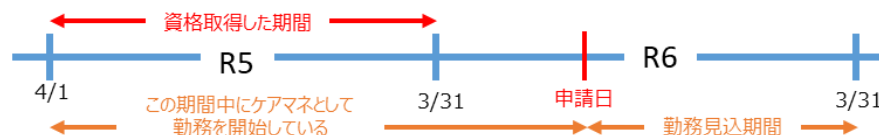
- ・介護支援専門員 (R5は7名程度)
- 専門研修Ⅰ (更新研修Ⅰ) 39,200円 (資料代込み)
- 専門研修Ⅱ (更新研修Ⅱ) 29,000円
- ※資料代10,000円で推定
- ・主任介護支援専門員 (R5は5名程度)
- 主任介護支援専門員更新研修 35,200円 (資料代込み)

③予算額 (見込) 1,138,750円  
 ①の予算 (64,400円×5名+54,450円×3名=485,350円) +②の予算 (68,200円×7名+35,200円×5名=653,400円)

## 3. 効果 (役割)

- ・東海村のケアマネジャー数の増加につながり, 今後の高齢者人口の増加に伴う介護サービス利用者数増に備えることができる。
- ・ケアマネジャーの負担軽減や仕事の継続の意欲向上につながり, 介護離職防止につながる。

## 4. スケジュール





## 1. 背景・目的

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険法第115条の45第2項第4号に在宅医療・介護連携推進が位置付けられており、その中の1つとして、地域の在宅医療や介護の関係者の連携・相互理解が求められている。
- ・村内の介護サービス事業所（特養，グループホーム（以下、「GH」））に村に求めることについてヒアリングを行ったところ、事業所間の交流を図る声がすべての事業所からあった。
- ・介護関係者（特養，GH）を起点として、最終的に地域の在宅医療や介護の関係者が相互に連携し、お互いの事業や役割を理解したり、情報共有を行うことで、在宅医療・介護連携推進に資するとともに、村内の介護サービスの質た生産性の向上を図ることを目的として事業を実施する。

## 2. 実施体制

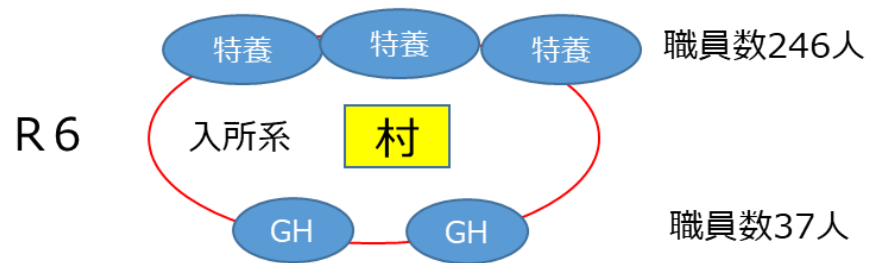
<令和6年度>

保険課介護保険担当が中心となって、既存の入所判定委員会や運営推進会議などを使い、村内特養，GHと調整を行う。交流の場として、幹事事業所を決め、その事業所を中心に交流事業を企画，運営する。

<令和7年度以降>

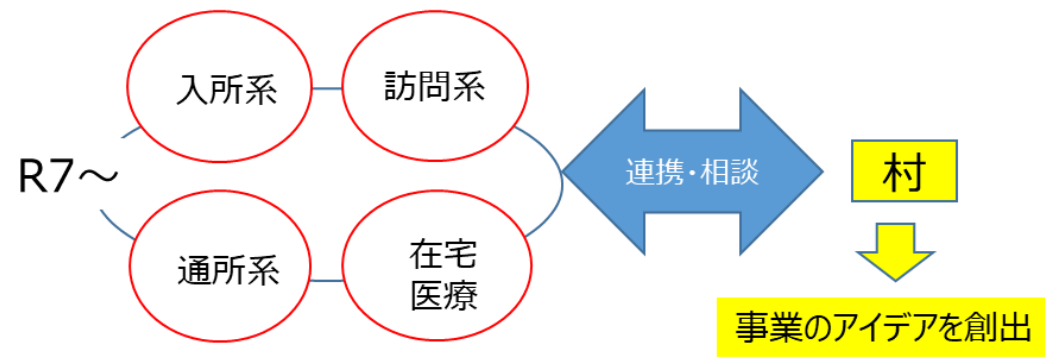
交流事業を事業所間の当番制で実施し，村はアドバイザーとして相談に乗る体制に変更する。また，その他のサービス事業所や医療機関にも拡充していく。

## 3. 関係図



## 4. 効果（役割）

- 令和5年度に試験的に特養2事業所で試験的に実施し，参加者アンケート実施した。結果は以下のとおり。
  - ・参加者全員から「よかった」「継続希望」の回答あり。
  - ・参加者全員から「サービス提供について参考になった」という回答
  - ・参加者全員が，他事業所と交流することで，自事業所内では気づくことができないことや，自分たちの行っていることが正しいことだと自信を持つことができる効果があった。
  - これらにより介護サービスの質や生産性の向上を図る
- 交流の中で課題を把握し，村の新たな事業のアイデアを創出する。



新規

# 介護サービス事業所総合支援の強化

福祉部保険課  
介護保険担当

令和6年度当初予算額 200千円  
【内訳】委託料 200千円

3 すべての人に  
健康と福祉を



8 働きがいの  
経済成長を



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1. 背景・目的

厚生労働省では人口減少による介護人材不足を見据えて、介護人材確保に向けて介護事業所の負担軽減等を行っている。東海村においても、入所系（特養・グループホーム（以下、「GH」））にヒアリングを行ったところ、以下の課題が見えてきたため、介護人材確保や業務負担軽減に資する介護事業所への支援を行う。

- ・ハローワークで募集しても応募がないうえに、現在20代、30代の若年層の職員が少なく職員の高齢化が進んでいる。
- ・事業所内で行う研修の企画、実施が人員不足で時間も難しく。
- ・県レベルの研修会は水戸で行われることが多く、人員不足の中でシフトの調整が難しく、参加することができない。

## 2. 事業概要

本事業では介護事業所への個別的な支援でなく、介護事業所全体に効果がある事業を行う。

- ・東海村内での合同研修会の実施

介護事業所に研修会の企画、講師調整を委託し、村と共同で研修会を実施する。 委託料 20万円×1回（介護会計 地域支援事業）

- ・ヒアリング、アンケートや相談体制の整備による課題の把握

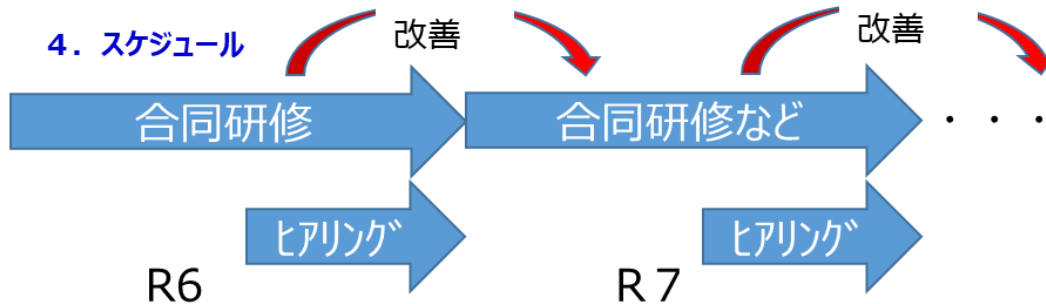
村内介護事業所に毎年ヒアリングやアンケートを行い、課題を把握し、様々な事業の見直しや新たな事業を検討する。

介護事業所からの相談体制として、既存の運営推進会議、入所判定委員会、主任介護支援専門員協議会を活用するとともに、地域包括支援センターとも連携を行い、困りごとの情報を収集する。

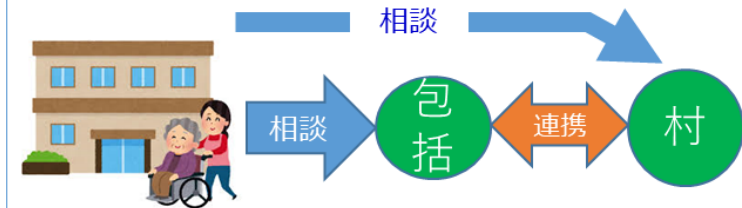
## 3. 効果（役割）

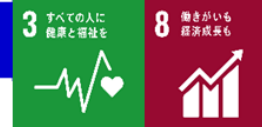
- ・東海村内で合同研修会を実施することや介護事業所の課題を把握することで、介護事業所を支援する新たな事業や事業の見直しを効果的に実施し、介護サービスの質の向上を図るとともに、介護事業所の業務負担が軽減される。
- ・合同研修会を実施することで、介護関係者間の顔の見える関係の構築ができ、事業所間の横のつながりができる。

## 4. スケジュール



## 5. 相談体制





1. 背景・目的

厚生労働省では人口減少による介護人材不足を見据えて、介護人材確保に向けて介護事業所の負担軽減等を行っている。また、東海村障害者相談支援専門員連絡会においても、相談支援専門員の不足や、相談支援事業所の処遇改善の声が多く挙げられていたため、村内相談支援事業所に所属する相談支援専門員に対してヒアリングを実施した。

<ヒアリング結果>

- ①働き続けるために臨むこと（1位 給与、2位 職員が増える、3位 仕事の負担軽減）
- ②村に協力してほしいこと（1位（保険給付請求外の）相談業務に関する給付、2位 資格取得・更新費用の助成、3位 相談支援専門員間の連携）

2. 事業概要

R5.9月末現在、村内相談支援専門員数18名（うち主任相談支援専門員0人）

補助率100%で実施。条件は、前年度の4月1日時点から申請日現在（新規取得者においては申請日現在）において村内の相談支援事業所等で相談支援専門員として勤務し、申請年度末まで継続して勤務する見込みの者

1) 相談支援専門員等資格取得費用助成

<補助対象試験・研修> ※令和5年度の内容

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| ・相談支援専門員                   | ・サービス管理責任者（5名） |
| 初任者研修（5名） 13,500円          | 基礎研修 25,500円   |
| 現任者研修（5名） 3,000円           | 更新研修 12,000円   |
|                            | 実践研修 25,000円   |
| ・強度行動障害支援者養成研修（5名） 17,000円 |                |

2) 相談支援専門員定着支援助成（5名程度）

- ・補助額 一人9,000円/月
- ・補助要件 ①相談支援専門員として通算勤務年数が5年未満かつ計画相談を10件以上受任している  
②村基幹相談支援センター主催の連絡会等への参加  
③村総合支援協議会が主催の部会活動への参加  
④避難行動要支援者の取組への協力等

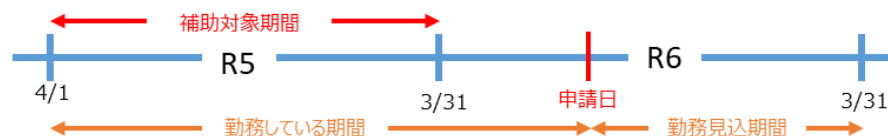
③予算額（見込） 1,020,000円

①の予算（13,500円×5名+3,000円×5名+25,500円×5名+12,000円×5名+25,000円×5名+17,000円×5名=480,1000円）  
+②の予算（9,000円×5名×12月=540,000円）

3. 効果（役割）

- ・東海村の相談支援専門員数の増加につながり、今後の障害福祉サービス利用者数増に備えることができる。
- ・相談支援専門員の業務継続の意欲向上につながり、離職防止につながる。

4. スケジュール



拡充



# 心の居場所づくり推進事業

教育委員会 指導室  
幼児・学校教育担当

令和6年度当初予算額22,520千円  
【内訳】人件費（支援員2名）



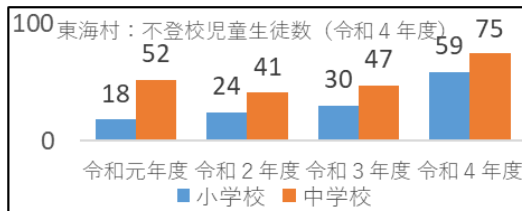
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1 現状と課題

### ○国内の情勢

- ・令和4年度の国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千人（過去最多）
- ・学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人（過去最多）、うち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9千人（過去最多）と高水準で推移しており生徒指導上の喫緊の課題

### ○村内の現状



- 不登校の要因
- ・無気力、不安
  - ・生活リズムの乱れ

### ○不登校児童生徒数（年間30日以上欠席者数）

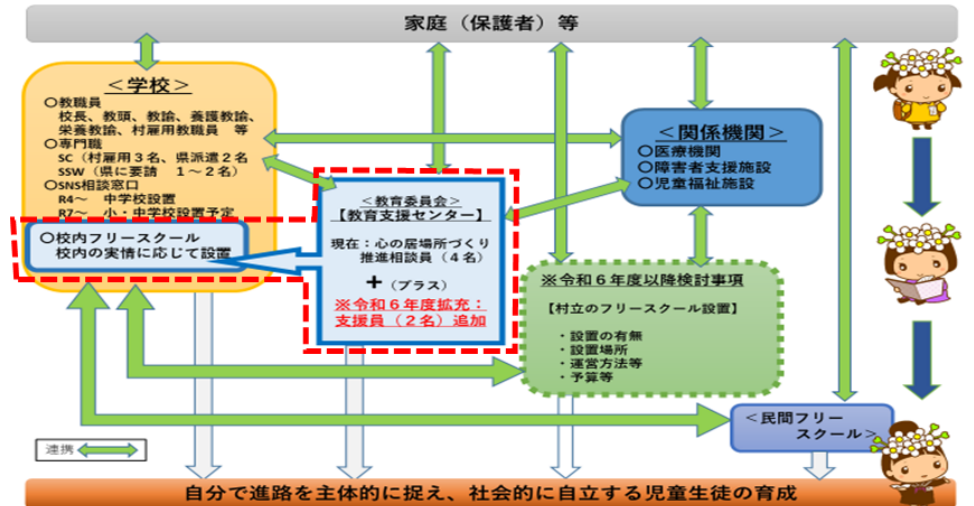
- <新型コロナウイルス感染者及び病欠欠席者については数値に含まない。>
- ・小学校：59名 中学校：75名（うち全日欠席：2名）
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、東海村教育支援センター心の居場所推進員が支援に当たっているが**増加傾向**。

教室に登校できない児童生徒のための新たな居場所（校内フリースクール）づくりや引きこもりを防ぐため、新たな支援策（居場所づくり）が必要

## 2 事業内容

### 校内フリースクールの設置と関係機関とのさらなる連携（右上段図 参照）

- ・両中学校に校内フリースクールに設置。
- ・支援員を配置し、児童生徒支援（学習・生活支援等）を行う。
- ・学校に登校できない児童生徒には保護者との教育相談や家庭訪問を実施。
- ・医療機関、障がい者支援施設、児童福祉施設等との連携強化。
- ・教育支援センターは、学校に登校することを目指した支援を行う。
- ・校内フリースクールは、教室に入ることが困難な児童生徒の居場所となる。



## 3 目的と目標

支援が必要な児童生徒の学びを保障し、自分て進路を主体的に捉え、社会的に自立できる

- 家庭以外に「居場所がある」と感じている児童生徒「100%」
- 学校や社会とのつながりをもっている児童生徒「100%」
- ※「誰一人取り残さない」ため100%を目指す

## 4 効果と予定

学校にも教育支援センターにも登校できない児童生徒の居場所づくり（学びの場）と学びの保障、個のニーズに応じた支援による社会的自立

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
校内フリースクール（中学校）		東海南中：校内フリースクール「ステップ」設置 東海中：校内フリースクール設置 現状分析、課題整理、情報共有、課題解決策の立案、関係機関との連携 等	
指導室	配置計画 等	学校、教育支援センター、支援員との連絡調整 等 現状分析、課題整理、情報共有、課題解決策の立案、学校との連携 等	
教育支援センター		支援員（2名）の追加配置	
村不登校対策委員会		教育委員会と連携し、不登校対策委員会を定期的に開催 SNS相談窓口、校内フリースクールの現状分析、課題整理、情報共有、課題解決策の立案	



新規

# 防災行政無線放送設備基本 計画策定

村民生活部防災原子力安全課  
消防防災・原子力安全担当

令和6年度当初予算額 495千円  
【内訳】基本計画策定業務委託費



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1.現状と課題

- ・防災行政無線は、市町村が「地域防災計画」に基づき、防災情報を住民に周知することを目的に設置・運用している。
- ・平成9年度から10年度にかけて整備した東海村防災行政用無線設備（アナログ方式）は、平成22年度に指令卓をデジタル・アナログ対応に入れ替えたほか、令和2年度に現設備が新スプリアス規格に適合していることを確認、令和3年度・4年度に親局無線装置更新工事、令和4年度からは屋外拡声子局設備更新工事（パンザマスト柱の更新）を実施している。
- ・本村の防災行政無線は、整備から20年以上が経過し、上記のとおり設備の更新を行ってきたところではあるが、その維持管理において、**一部部品等の調達が困難などの理由から、修理不可となるケースも認められ、永続的に使用できる状態ではない。**
- ・現設備の無線局免許状は令和9年11月30日まで交付されているが、総務省からはアナログ方式については無線設備の耐用年数等を考慮した上で、早期にデジタル方式に移行することが求められており、**アナログ方式の免許がいつまで許可されるのかは不透明**である。
- ・近年の情報伝達技術の発展により、災害時の住民への情報伝達手段は多様化しており、令和3年度には携帯電話網やケーブルテレビ網等を活用したシステムが市町村防災行政無線等と同様に主たる災害情報伝達手段へと位置付けられた。

## 2.事業概要

### 【趣旨】

本村の地理的特性や起こりえる災害を考慮した上で、現状抱える課題を解決し、防災情報の伝達方法について多面的に検討を行い、総合的な防災情報伝達の在り方について**基本計画を策定**し、その計画に基づき設備の更新を計画的に行うことで、村民の安全安心な暮らしを確保することを目的とする。

### 【業務内容】

- ・現地調査・設計調査・課題整理
- ・基本仕様策定
- ・基本計画策定
- ・設計業務の発注支援
- ・関係機関協議 等

## 3.事業効果

- ・多様化している通信方式から信頼性、運用性、財政面などを比較検討し、本村に**適した防災情報伝達システムを選定**する。
- ・**基本設計・実施設計の基礎資料**とする。

スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
基本計画策定	➡				
基本設計・実施設計		➡			
更新工事			➡		
運用開始					➡

拡充  
新規

- ① 合併処理浄化槽設置事業
- ② 浄化槽転換・雨水貯留槽再利用事業

建設部 下水道課  
(管理・業務担当)

令和6年度当初予算額  
① 5,442千円 / ② 270千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 1. 背景・目的

- 国において、令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換や整備促進、管理向上等を支援しており、くみ取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の際の宅内配管工事費や、雨水貯留槽へ再利用に対する補助を新たに開始。
- 温暖化・気候変動を受けての短時間降水量・回数が増大や、田畑・山林の宅地化に伴う雨水の地中浸透の鈍化などの影響と思われる状況が、大雨時の道路冠水・家屋浸水等の誘因となっていることから、個人が取り組む雨水対策強化の一環として、**使用廃止した浄化槽を再利用する「雨水貯留槽」設置**への補助を行うことで、住宅敷地内の雨水の一時的に貯留できる仕組みづくりを支援し、住宅地・農地等における排水機能確保や内水氾濫被害軽減の一助とする。

### 2. 事業概要

区分	事業名	区域	補助対象	補助金額	件数	備考
拡充	合併処理浄化槽設置事業	下水道事業計画区域外	合併処理浄化槽の設置	5人槽 332千円 7人槽 414千円 10人槽 548千円	8基 2基 1基	国・茨城県・東海村が三分の二ずつ負担しての補助。
			単独処理浄化槽の撤去	120千円	2基	
			くみ取り槽の撤去	90千円	1基	
			<b>宅内配管工事補助</b>	<b>300千円</b>	<b>3基</b>	
			<b>単独処理浄化槽から雨水貯留槽への転換</b>	<b>90千円</b>	<b>2基</b>	
新規	浄化槽転換・雨水貯留槽再利用事業	下水道事業計画区域	単独処理浄化槽・合併処理浄化槽から雨水貯留槽への転換	90千円	3基	東海村独自の補助。

### 3. 事業効果

- (1) 宅内配管工事補助
  - ① 個人・村の費用負担軽減 …………… 合併処理浄化槽に接続する流入管・放流管等の設置工事に係る個人の負担軽減継続と、国・茨城県の村に対する補助額増（村による合併処理浄化槽設置促進事業の見直し）。
- (2) 雨水貯留槽再利用（洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じることが前提）
  - ① 浸水被害軽減 …………… 宅地内で一時的に雨水を溜めることにより、浸水被害軽減等に寄与する。
  - ② 節水効果、非常時用水 …………… 溜められた雨水は、平時・断水時を問わず、個人の工夫次第で、庭木・植栽への散水やトイレの洗浄水、洗車等での利用が可能となり、水道の節水効果と非常時の用水確保が期待できる。
  - ③ 資源の有効利用 …………… 使用廃止した浄化槽を廃棄物として処分せず、再利用することから、資源の有効利用につながる。

継続

# 雨水浸水被害軽減強化パッケージ

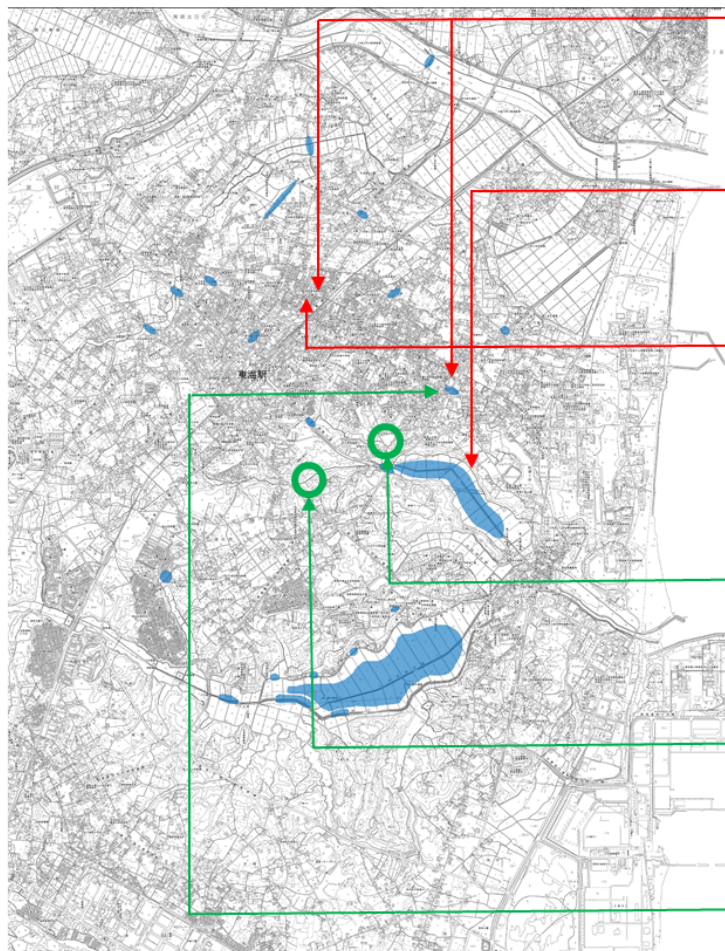
建設部  
道路整備課 区画整理課 下水道課

令和5.6年度予算額 238,340千円  
【内訳】令和5年度 16,190千円  
令和6年度 222,150千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

大雨時の主な浸水箇所と対策位置図



短期的取り組み

### 集水マス浸透化

- ・既設マス浸透化することで白方街道踏切・真崎十文字付近の浸水被害軽減を図る 11箇所（令和6年1月～3月）
- ・令和6年度以降は実効性の検証をもって実施

### 細浦地区中央排水路土砂浚渫

- ・中央排水路及び灌漑水路の堆積土砂を浚渫することで流下能力を回復させ細浦地区内の村道・水田の浸水軽減を図る（令和5年12月）

### 浸水軽減方法の基本計画

- ・村道1201号線沿いの白方街道踏切から役場までの浸水軽減を図る手法を探るための設計を行う
- ・大雨に伴う村内各地の浸水箇所、道路冠水箇所の調査・検討
- ・土のうステーション設置の調査・検討

### 1号根崎調整池整備 第1期：軟弱地盤対策工・仮設排水工

- ・区画整理事業地内からの排水を調節し細浦地区の浸水軽減を図る（令和6年度から3ヵ年程度を予定）

### 絆北側2号調整池整備 第1期：地盤改良工・仮設道路

- ・区画整理事業地内からの排水を調節し細浦地区の浸水軽減を図る（令和6年度から5ヵ年程度を予定）

### 東部排水路幹線6号雨水幹線バイパス管詳細設計

- ・真崎の村松交差点から日立市側の県道287号豊岡佐和停車場線沿いに設ける雨水管渠の設計を行う（令和6年度）

中長期対策

新規

# 官民連携によるカーボンニュートラルの推進 ～EV普及促進のための充電設備の設置～

村民生活部 環境政策課  
環境計画・緑化推進担当

令和6年度当初予算額  
一千円



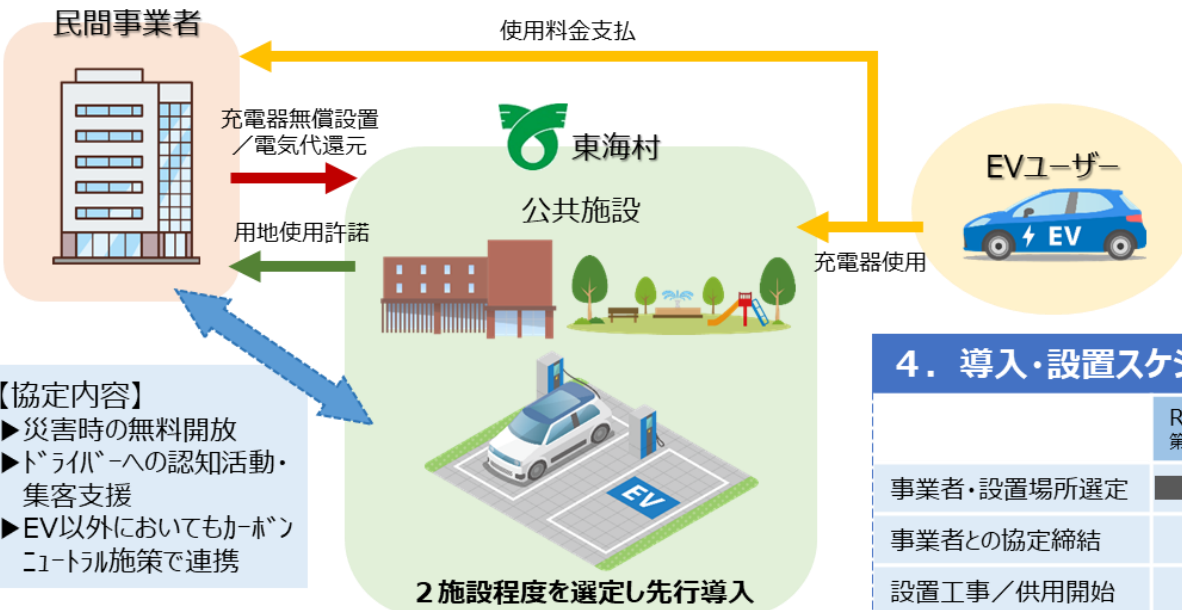
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1. 背景・目的

- ▼ 地球温暖化対策として、国内における温室効果ガス（GHG）削減目標「2030年において2013年比マイナス46%」
- ▼ GHG排出の少ない車両として、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）の新車販売台数は95,000台を超え、過去最大（2022年）
- ▼ 国目標 2035年までに乗用車新車販売で電動車100% / EV充電インフラ強化として、2030年までに30万基の充電設備設置（現状3万基）
- ▼ 村 環境基本計画においてEVの普及促進を掲げている / ゼロカーボンシティ宣言 / GXの推進
- EV普及のため、充電インフラ整備の必要性が高まっている。→ **公共施設に設置し、カーボンニュートラルに向けた村の率先行動を示す。**

## 2. 事業イメージ

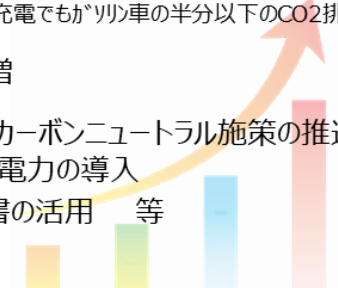
- 民間事業者と連携協定を締結。公共施設へ普通充電器（出力6kW）を設置



- 【協定内容】
- ▶ 災害時の無料開放
  - ▶ ドライバーへの認知活動・集客支援
  - ▶ EV以外においてもカーボンニュートラル施策で連携

## 3. 事業効果

- 住民サービスの向上、イメージアップ
- EV普及促進 = カーボンニュートラルへの寄与（系統電力充電でもガソリン車の半分以下のCO2排出）
- 施設利用者の増
- 協定による他のカーボンニュートラル施策の推進
  - ▶ 再エネ由来電力の導入
  - ▶ 非化石証書の活用 等



## 4. 導入・設置スケジュール

※設置には国補助金の交付決定が必須となる。以下は最短で設置する場合

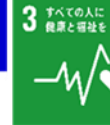
	R5年度 第3～第4四半期	R6年度 第1四半期	第2四半期	第3四半期
事業者・設置場所選定	▶			
事業者との協定締結		▶		
設置工事 / 供用開始			▶	▶ 供用開始(秋頃)

拡充

# 単位自治会交付金交付事業

村民生活部村民活動支援課  
村民活動支援担当

R6年度当初予算額 46,071千円  
【内訳】補助金 他



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

地域として対応すべきニーズが変化、複雑化する中で、子ども・高齢者の見守り活動・安全安心の取組など、地域課題に対応できる自治会の重要性がますます高まっていることを踏まえ、自治会活動の持続可能性を向上することが急務

## 自治会の課題と現状

- 少子高齢化の進展等に伴う自治会の加入率低下
- 役員の担い手不足・負担感の増加

### 地区自治会

- 各種イベントの実施、単位自治会間の連絡調整に取り組む

### 連携・協力

### 単位自治会

- 地域(個人)の中の困りごとを自治会の困りごととして捉え、その解決や、各種イベントの実施など単位自治会毎の独自活動に加え、学区単位の地域(地区自治会)活動にも取り組む。

### 【拡充】 単位自治会 交付金

【R6予算額】46,071千円

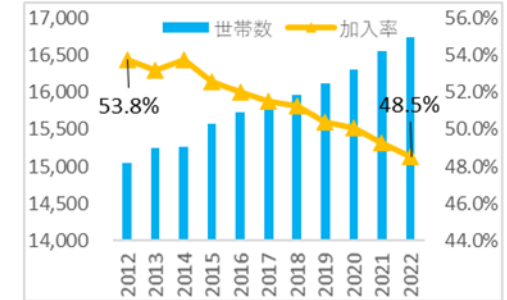
#### 【対象事業】

- ①各種事業:運営費・事業費,等 ②集会所維持管理:需用費,等③その他自治会の運営

#### 【交付金額】

- 均等割額・世帯割額:自治会加入世帯数に応じて算出
- 集会施設管理費加算:226,000円
- 班数加算:単位自治会の班数×30,000円
- 自治会基盤強化加算:1,000千円(上限10万円)

持続可能な自治会の推進を目的に、単位自治会が「自治会の将来像」を描きながら自治会の基盤づくりに向けて「自治会加入・退会防止」「自治会運営負担軽減」等に、主体的かつ具体的に取り組む自治会を選定し、村がその経費の一部を支援することで、もって自治会活動の持続可能性の向上を図る。



自治会において自治会の担い手不足や自治会運営の負担といった課題を生じている原因は複合的である。そこで、村では、自治会が未加入世帯を対象に取り組む事業に対し、交付金を加算することで、自治会の各種課題解決の一助につながることを期待

## 期待される効果

### 自治会担い手不足の解消

- ・役員の固定化解消
- ・自治会役員への参加意欲向上

### 自治会運営の負担感解消

- ・自治会活動の継続
- ・自治会活動の質の向上

### 自治会役員の高齢化・固定化の解消

- ・災害に強い地域づくりの推進
- ・現役世代・若者の自治会参画

### 自治会活動参加者の増加

- ・シビックプライドの醸成
- ・地域住民の連帯感の向上



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 1 背景・目的

- 多文化共生社会の実現に向けて、米国アイダホフォールズ市との親しい交流を継続しながら、海外の新たな都市との国際交流を模索してきた。
- 村内では、全国各地から多くの参加者が集うフラダンスの祭典「ホロホロハワイフェスティバル」が開催されたほか、住民団体等により各種イベント等においてフラダンスが披露されるなど、フラダンス関係者を中心とした盛り上がりを見せている。また、県では、台北市内において大規模なプロモーションを実施するなど、台湾との交流に積極的に取り組んでいる状況であり、村でも「日台共栄首長連盟茨城県支部」に加盟し、県内市町村とともに台湾との交流の活性化に取り組んでいる。
- 村民の盛り上がりや県などの取組みなどを踏まえながら、住民活動の更なる活発化と多文化共生社会の実現に向けて、村民や関係者の機運を盛り上げながら、将来的な姉妹都市提携を見据えた新たな国際交流の検討を行う。



ホロホロハワイフェスティバル (R6.4.7開催予定)



台湾の小学生たちの授業体験（中丸小）

## 2 事業概要

### (1) フラダンスに関する交流先の調査

村内において、フラダンス連盟等の住民団体による盛り上がりが見られるようになってきていることから、フラダンスに深い関係のある海外都市について、現地政府の意向確認や現地関係者等との連絡調整を行う。

・5月～ 国際交流都市調査等委託

- ※候補地となる都市の人口規模、主要産業、村との共通点等を踏まえ、交流の可能性について調査を進めていく。
- ※調査結果により「友好都市」などの協定締結が可能な場合は、必要な手続きを踏みながら進めていく。



住民団体等が主体の交流の活発化  
 新たな交流に関する機運醸成

### (2) 台湾における交流先の調査

県や県内市町村において、台湾との交流が積極的に進められていることから、県内の台湾関連団体等と連携しながら、村と台湾の新たな国際交流を検討する。

- ・5月～ 台湾関連団体との連携体制構築 ※アドバイザー委嘱
- ・6月～ 意見交換
- ・9月～ 現地視察 ※必要に応じて

※企業視察や学校交流などで来村したことのある台湾の団体等が在住する都市などを候補地として検討していく。



ダンスフェス



企業視察

継続的な  
 相互交流

姉妹都市交流活動等による  
 国際交流を通じた  
 相互発展及び多文化共生の  
 まちづくり

姉妹  
 都市



新規

【村政70周年記念事業】

## 国内交流ジュニアアンバサダー育成派遣事業

▶6・3・3plusとうかいっ子育成プロジェクト

コンソーシアム型施策（各課共創）  
政策推進課・生涯学習課

令和6年度当初予算額 3,794千円  
【内訳】消耗品費104千円、食糧費28千円、報償費25千円、  
委託料3,012千円、旅費625千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 1. 背景・目的

- 現在、村とゆかりのある国内交流都市（県外自治体）は、「災害時における相互応援協定」を締結している5自治体（長崎県川棚町、三重県菰野町、富山県砺波市、新潟県妙高市、大阪府熊取町）や「原子力研究開発推進自治体協議会」で共に活動する2自治体（青森県六ヶ所村、岡山県鏡野町）のほか、T2K実験で繋がりのある岐阜県飛騨市があるが、**継続性のある交流の在り方が課題**となっている。
- 村政70周年を契機**に、村内の子どもたちを「国内交流ジュニアアンバサダー」として育成し、国内交流都市との現地交流によって、外から村を見つめる機会・きっかけを与えることにより、「**広い視野”の醸成（未来への投資）**」、**地域への参画意欲の喚起**などの効果を生み出し、次代を担う人材の育成に繋がるとともに、課題となっている**国内交流都市との継続性のある交流・関係性構築のきっかけ**とする。



大阪・関西万博公式キャラクター「ミヤクミヤク」

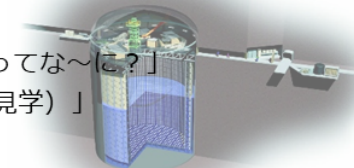
### 2. 事業概要

- 実施期間**
  - ・令和6年度～令和7年度（2か年事業として、その後も継続）
- 事業スキーム**
  - ・2か年のプログラムにより、**クラブ活動として推進**する。  
※継続性・発展性を担保し、将来的にはOB・OGの関りや、まちづくりへの参画を展望する。
  - ・原則2か年継続して参加できる**小学5年生から中学1年生までの15人程度を「手上げ方式」により募集し、クラブを設立**する。
  - ・クラブ名称は、「（仮称）東海村ジュニアアンバサダークラブ」とする。
  - ・ワークショップ（WS）などを通してメンバーを育成することにより、「東海村ジュニアアンバサダー」として国内交流都市へ派遣する。
  - ・事業は、「**6・3・3plusとうかいっ子育成プロジェクト**」に**位置付け**、政策推進課と生涯学習課、関係課が連携して推進する。
  - ・**連携自治体は、岐阜県飛騨市と大阪府熊取町からスタート**し、その他の国内交流都市との連携も模索していく。

### 3. スケジュール

#### 令和6年度（1年目）

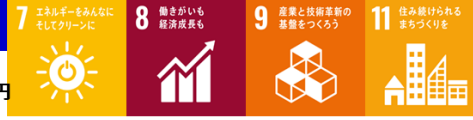
- 5月 ▶ 事業周知、メンバー募集
- 7月 ▶ メンバー選考・決定
- 8月 ▶ 発足式&WS①「ジュニアアンバサダーってな～に？」
- 9月 ▶ WS②「東海村を学ぼうvol.1（J-PARC見学）」  
&「飛騨市を学ぼう（視察準備）」
- 10月 ▶ **飛騨市視察「T2K実験施設を見学しよう」（2泊3日）**
- 11月 ▶ WS③「報告書（感想文）を書こう」
- 2月 ▶ WS④「東海村を学ぼうvol.2」



#### 令和7年度（2年目）

- 5月 ▶ WS⑤「熊取町を学ぼう」「万博を学ぼう」
- 7月 ▶ WS⑥「取材準備をしよう（視察準備）」
- 8月 ▶ **万博取材&熊取町視察「万博取材しよう」**  
**「熊取町で交流しよう」（2泊3日）**
- 9月 ▶ WS⑦「記事を書こう」
- 10月 ▶ 発表会・クラブ卒業式





## 1. 背景・目的

- ◆ 東海村の産業構造として、**JERA・日本原電・JAEA・J-PARC（以下、基幹産業群）**といった発電事業と研究事業が**75%を占めており**、これらのグループからの業務を**村内中小企業群（以下、中小企業群）**が受注拡大することにより、その下層の個人事業主グループ（以下、小売業等含む）やイノベーション創出グループの産業振興にもつながり、**東海村全体の産業振興への貢献が期待**できる。
- ◆ 基幹産業の発注業務の中には高度な技術やリソースが要求されるような業務も多数存在するが、そうした業務に対して**中小企業群が連携体を構築して受注することにより、各企業の受注機会拡大やそれに伴う力量向上等の効果**が見込まれる。
- ◆ 中小企業及び連携体が受注機会を拡大するためには、的確な連携体制の構築と成長戦略の策定が不可欠であり、そのために、東海村内の産業構造や各企業の力量、課題といった**現状を正確に把握する必要がある**。
- ◆ 上記背景を踏まえて、今年度事業では、東海村内産業構造の実態や課題を分析・特定し、特定された課題を解決する産業振興ビジョンを策定し、その中から**優先的対象となり得る中小企業群の具体的な支援策を検討**する。
- ◆ 今年度の検討成果は、次年度以降において連携体構築の検討や東海村の街づくり計画、周辺地域との連携に活用し、個人事業主グループやイノベーション創出グループの利益獲得にもつなげていく。

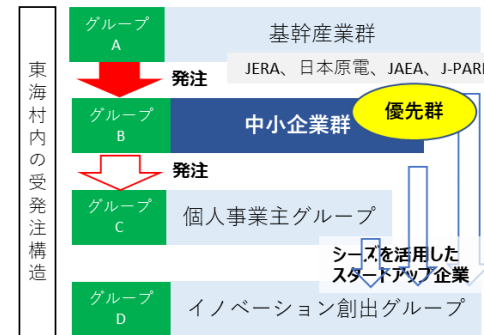
## 2. 事業概要

- 1. 東海村産業構造現状分析 (As Is)**  
東海村の産業構造をヒアリング調査も伴いながら分析し、現状の課題を明らかにする。
- 2. 東海村産業振興ビジョン策定 (To Be)**  
基幹産業の今後の動向も分析したうえで、課題解決に向けた対応方針を検討し、経済波及効果の分析結果等を踏まえ、東海村の産業振興ビジョンを策定する。
- 3. 東海村産業施策方向性検討**  
産業振興ビジョンを踏まえ、産業振興の優先的対象となり得る中核企業群の具体的な支援策を検討する。

## 4. 年次計画

2024年度	2025年度	2026年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>□産業構造分析</li> <li>□東海村産業振興ビジョン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□2024年度成果を踏まえた街づくりの深堀検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□2025年度成果を踏まえ、街づくりの具体的な体制を整備</li> </ul>

## 3. 事業効果



- ➡ 中小企業群（受注）の受け皿を拡大・強化することにより、規模を拡大させることが可能
- ➡ 中小企業群（発注）の規模拡大により、連鎖的に規模を拡大させることが可能



## 背景・課題

- 住み続けたい、住んで良かったと思うことは、村を「知る」ことから始まる。
- 進学や就職により20歳前後での転出が突出しているが、「いつか戻ってきてほしい」「ずっと住み続けてほしい」「まちづくりに関わってほしい」と思うのは多くの住民の願いである。
- 幼少期の体験は、小さい頃の「思い出」となり、村への愛着を育む。村ではこれまで、小学生を中心に子どもたちへの多様な学び機会の充実に努め、村内・外から一定の評価を得ている。
- 一方、小中学校で培われた地域との接点は、中学校卒業を境に途切れる傾向にあり、また、高校生、大学生といった若者の考えを如何にまちづくりへ引き付けるかが課題となっている。
- そこで、小～中学校までの取り組みを高校生まで広げ、**12年+aの連続性あるプログラム「6・3・3 plusとうかいつ子育成プロジェクト」を構築。取り組みそのものを「村の魅力向上」と位置づけた政策パッケージとする。**
- 村の自然、歴史をはじめ、地元企業や地域の団体・人々も資源と捉え、様々な体験等を通じて人がつながり、村を好きになって、郷土愛の醸成につなげていく。

## 展開手法

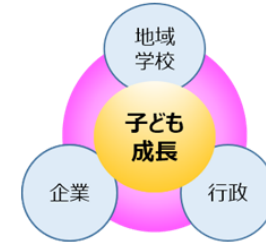
- **コンソーシアム型施策**
  - 通常、予算事業は課単一であるが、政策課題に対し**関係課共創で推進する共同体「コンソーシアム型」**として施策を推進。
  - 施策パッケージであり、予算は各課事業で事業実施主体も各課。
- **地域戦略推進実行本部**（村長（本部長）及び各部長で構成）との**連動**
  - 各課の主体的な事業展開が施策全体を押し上げることになるが、全庁あげて横の連携、進捗確認・調整を図るため、**本部会議を推進基盤とし、取り組みながら発展させる。**
- 教育委員会を中心に関係課で構成する**プロジェクトチームを設置**

## 施策効果

- ① 地域を知り・地域を語る子どもが増える。
- ② まちづくりに関心の高い若い世代が増える。
- ③ 活動を通じて地域に良い影響・活力を与える。
- ④ Uターン定住の促進。
- ⑤ 「子育てに優しい街」としてのブランド力向上。

## プログラムの全体像

小学生（6年間）	中学生（3年間）	高校生（3年間）	大学生+a
義務教育9年間の郷土学習プログラム「とうかいつ子タイム」の実践		若い世代がチャレンジできるまちづくり <b>東海村つながるプロジェクト</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東海村を3分程度語るができるようになる！</li> <li>● 総合的な学習の時間等を年間3時間程度活用（想定テーマ）郷土史、防災、産業 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● わかもの会議 …ゆるくおしゃべりできる場を定期的に創設</li> <li>● 高校生まちづくりスクール …やりたいコトを形にするための提案・実践講座</li> </ul>	



オール東海で子どもたちの成長を応援



拡充

まちづくりに関わる・想いを共有する「場づくり」  
共感が生まれる・想いを表現する「情報発信」

## シティプロモーション推進事業

総合戦略部 地域戦略課 プロジェクト推進担当

令和6年度当初予算額 11,085千円  
【内訳】報償費、委託料等



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

令和5年度に策定した新たな「シティプロモーション指針」【ロゴマーク・ブランドメッセージ（メインメッセージ・サブメッセージ）・情報発信戦略】に基づき、まちづくりの当事者として、まちに関心を持ち、多様な主体とつながりを持ちながら、積極的にまちに関わろうとする住民【**まちにマジになる人**】を増やしていく取組みを積極的に展開していく。

具体的には、**自分のまちへの誇りや共感を高める・まちに関わる**（関わり方は「参加」だけでなく、「感謝」や「推奨」も含む）ための取組みとして、「**場づくり**」・「**情報発信**」・「**わかものまちづくり**」（別途新規事業として計上）を戦略的に展開し、まちにマジになる人を介したまちづくり・地域づくりの好循環を創り出す。

### ひとづくり・つながりづくり



#### 東海村つながるプロジェクト (T-project)

特に若い世代を中心に、行政主導ではない住民主体・住民共創のまちづくりを目指す取り組みであり、ひとづくり・つながりづくり・関係人口創出のプロジェクト

##### ▼つどえるサロン

村内外からゲストスピーカーを招き、まちづくりの事例を知る・学ぶ機会を設け、参加者と対話するプログラム（3回/年）

##### ▼つながるトーク

東海村をフィールドに、アクションを起こしている人・新しいことを始めたい人・応援したい人が集い、お互いを知り、つながれる新たな対話の場。毎回5人のプレゼンターがマイプロジェクトを言語化して発表。（3回/年）

##### ▼スマホクリエイターズLab.

官民共創メディアを立ち上げ、住民ライターの育成を目的としたスクールとSNS（Instagram・note）を通し、日常的に情報発信するコミュニティを形成する。



### 情報を創る・届ける

#### ▼シティプロモーションの自分ごと化（住民・職員向けワークショップ）

本村が展開するシティプロモーションの核となる想いを共有するとともに、自分ごと化してアクションするためのワークショップ

#### ▼魅力発信支援（職員向けデザイン等テクニカルなスキルアップ講座）

シティプロモーション指針に基づき、住民や職員の行動変容を実現するために、戦略的な政策広報・地域広報を展開する。そのために必要となる、デザインスキルやマインド、戦略等に対して年間を通じてプロのデザイナーやディレクターの支援を得る。

#### ▼ケーブルテレビJWAYとの連携

身近な地域情報の映像配信を最大限に活用し、更なる情報発信の充実を図るため、東海村の特集するオリジナル番組の放映と公共施設の視聴環境整備を進める。（東海駅待合室、アイヴィル、歴史と未来の交流館、絆、東海高校）

拡充

# 次期総合計画の策定 (総合計画審議会運営事業)

総合戦略部政策推進課  
計画調整担当

令和6年度当初予算額 9,511千円  
【内訳】委託料9,079千円, 報酬費420 等



## 背景と目的

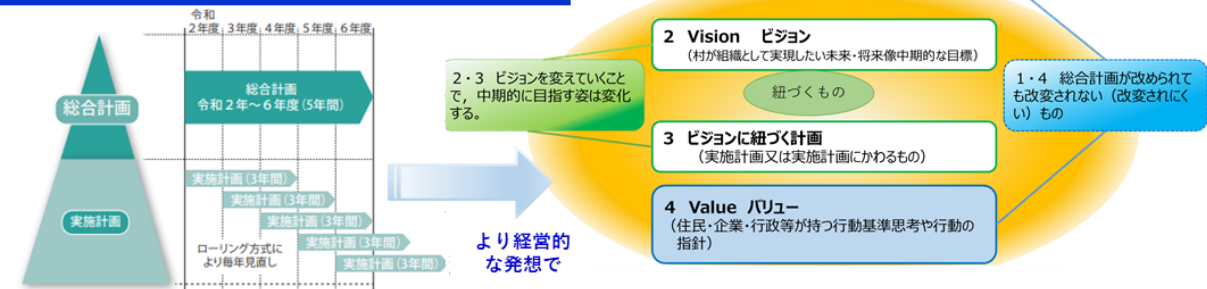
- 第6次総合計画は、令和6年度が計画終了となっており、令和7年度から向こう5年間を期間とする次期総合計画を策定いたします。
- 次期総合計画は、“ドラスティック”な変化を目指し、ミッション・ビジョン・バリューの考えを取り入れ、簡素でわかりやすく、「柔軟」な計画とすることで、激変する時代の中で形骸化を防ぎます。また、指標の設定と広聴等を強化し、進捗管理をしっかり行うことで達成度を明確にします。

## 事業概要

●第6次総合計画の総括を行い、策定には手間暇をかけずとも、村公式ホームページ等で情報を発信し、村民と共有できる計画づくりを進めます。

【事業費】  
委託料 (9,079千円) , 報酬費 (420千円) , 食糧費 (9千円) , 費用弁償 (3千円)

## 体系イメージ



## 策定スケジュール (予定)

	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
庁内			実行本部※		実行本部※		実行本部※		庁議			
総計審				第1回		第2回	第3回					
広聴	定期的に会議の内容を発信しつつ、タウンミーティングやパブリックコメントを実施し、モニター制度活用も検討											
議会									報告			

※実行本部…東海村地域戦略推進実行本部を指す。

なお、第6次総合計画の評価、振り返りについては令和5年度から見込みで実施していく。

拡充

## 次期総合戦略の策定 (デジタル田園都市国家構想総合戦略策定事業)

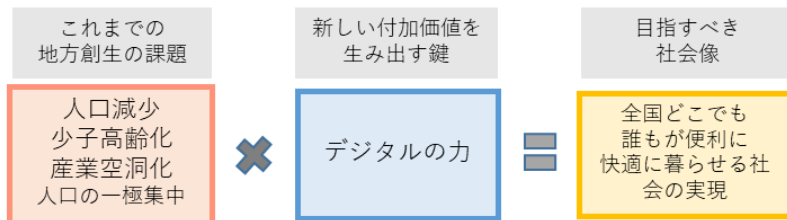
総合戦略部政策推進課  
計画調整担当

令和6年度当初予算額 5,565千円  
【内訳】委託料5,357千円 報償費200千円 等



### 背景と目的

- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が令和4年12月23日に閣議決定され、デジタル技術を活用した地方創生を行う方針となった。方針の変更に伴い、まち・ひと・しごと創生総合戦略という名称から、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に名称に変更された。
- 地方は、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならない（努力義務）とされているため、現行の人口ビジョン及び総合戦略の改定時期に合わせ、改定を行う。



### 改定のポイント

- 既存の総合戦略と同様に、4つの取組（①地方に仕事をつくる/②人の流れをつくる/③結婚・出産・子育ての希望をかなえる/④魅力的な地域をつくる）を推進。
- デジタル関連有識者の有識者会議参画検討
- デジタル担当部局との連携
- 「地域ビジョン」の再構築  
⇒ 「地域が目指す理想像」を戦略の中に記載するよう努める

### 事業概要

● 東海村人口ビジョン（第2期）及び東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】2020-2024の総括を行い、次期人口ビジョン及び総合戦略を策定する。

【事業費】  
委託料（5,357千円）、報酬費（200千円）、食糧費（6千円）

### 策定スケジュール（予定）

	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
実行本部					●		●				●	
推進会議			●			●			●		●	
人口ビジョン	目標値仮設置	目標値設置（実行本部⇒推進会議）					パブコメ		最終案決定		庁議	
総合戦略	骨子案作成		骨子案作成			素案作成		パブコメ		最終案決定		庁議

# 拡充

第6次総合計画「新しい役場」への転換: とうかい“まるごと”デジタル化構想

## スマートサービス推進事業

総合戦略部 地域戦略課 デジタル戦略担当  
村民生活部 住民課 住民担当

令和6年度当初予算額 1,423千円  
内訳)手数料100千円, 使用料1,323千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 事業概要

- スマートサービス推進事業は「とうかい“まるごと”デジタル化構想」に基づき、「デジタル化された快適な窓口サービス」や「オンラインで提供できる行政サービス」の実現を目的とした事業であり、これまで、窓口でのキャッシュレス決済導入やオンライン申請環境整備等デジタル化による住民サービス向上を推進してきた。
- 令和6年度は、オンライン申請の利便性を向上させるため、「オンライン申請上での決済機能」を整備し、既に導入しているオンラインでの問い合わせ自動応答ツール「AIチャットボット」について、チャットGPTを活用したツールに更新し、オンラインで提供できる行政サービスを充実していく。また、令和5年度に実証した申請書自動作成ツールをマイナンバー関係手続きで実装し、「書かない窓口」を一部実現する。

### 拡充

#### ①オンライン申請上での決済機能搭載

現在のオンライン申請ツールは、茨城県で調達している「e-TUMO」と政府が調達している「ぴったりサービス」を使用している。このうち、「e-TUMO」でのオンライン決済機能を新たに搭載させ、交付手数料などオンラインで申請・収納が完結できる環境を整備する。

→オンライン決済システム使用料: 14千円

→オンライン決済手数料: 100千円(256万円×3.54%×1.1)

取扱するキャッシュレス券種

- クレジットカード: Visa, Master, JCB, American Express, Diners Club
- d払い, au PAY, PayPay

#### ②AIチャットボットツールの更新

現在のチャットボットは、事前に用意した300程度のQ&Aにヒットしなければ回答できないため、利用者の満足度が低い。そのため、チャットGPTを活用してホームページで公開されている情報から質問に対する回答を生成できるチャットボットへ更新する。

→AIチャットボットクラウド使用料: 1309千円(同目スマートワーク推進事業から移管)

#### ③申請書自動作成ツールの実装 ※戸籍住民登録事業に予算計上

住民課窓口にて、タブレット型の申請書自動作成ツールを1台導入し、マイナンバーカード関係等各種手続きの申請書を自動で作成する。ツールを活用し、住民のマイナンバーカードの情報を読み取ったり、住民に代わって職員が必要な手続きについて内容を入力したりすることで、その情報が反映された申請書が打ち出される。これにより住民の手書きの負担が軽減される。

→申請書自動作成端末購入費: 1,749千円

※デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPE1に該当



#### 【今後の窓口改革の方向性】

令和6年度に書かない窓口を一部先行していくが、スマートワーク推進事業でのオフィス改革と併行して、窓口レイアウトや機能を以下のスケジュールで抜本的に見直し、利便性向上を図っていく。

#### R5: 窓口改革の方向性検討

(窓口機能の拡充, 取扱業務の集約, 窓口レイアウト等)

#### R6: オフィス改革プランにて、窓口改革の方向性を踏まえたレイアウト案作成

各種ICTツール選定・予算化

※手続き案内システム, 受付発券機, 窓口用モニター, 申請書作成システム, 相談予約システム等

#### R7以降:

住民情報システムのガバメントクラウド移行

ICTツールの一部運用開始

窓口改革に向けたオフィス整備, ICTツール整備, 組織改編等

# 拡充

第6次総合計画「新しい役場」への転換：とうかい“まるごと”デジタル化構想

## スマートワーク推進事業

総合戦略部 地域戦略課 デジタル戦略担当  
総務部 総務人事課 総務法制担当

令和6年度当初予算額 14,322千円  
内訳) 委託料7,920千円, 使用料6,402千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 事業概要

スマートワーク推進事業は「とうかい“まるごと”デジタル化構想」に基づき、職員の働き方改革や生産性向上を目的としたスマートワークを推進する事業である。

#### 【庁内オフィス改革】

職員の働き方を「多様で自律的かつ生産性の高いもの」に転換するため、令和7年度から全庁オフィス改革を実施する予定であり、令和5・6年度の2年間で**オフィス改革プランを策定**する。また、総合戦略部にて設置しているフリーアドレス型モデルオフィスにて、**全庁展開を見据えたICTツールの検証**を実施する。

#### 【BPRの推進】

将来的な業務時間削減目標(2040年までに53,846時間削減)の達成に向け、全業務の業務内容・量を可視化したうえで、改善可能な業務について実行計画を作成し、BPR(業務改革)に全庁的に取り組んでいる。令和6年度は、国の動きを踏まえ**全例規に対する「アナログ規制の点検」**を行い、**改正が必要な例規や業務の洗い出し**を行う。そのことで、令和7年度以降のアナログ規制見直しとBPRのさらなる推進を図っていく。

※**アナログ規制**…社会のデジタル化を阻むとされる各種アナログ的な規制の総称。デジタル技術が活用できるにもかかわらず義務とされる目視判定や実地監査、常駐、書面掲示、対面講習など。

### 拡充 ①

#### ●オフィス在席確認ツールの導入

オフィス改革の全庁展開に向けたツールとして、職員がWEB上から、誰がどこの座席にいるのかを簡単に確認できるようにする在席確認ツールを導入し、その効果を検証する。検証は、令和5年度に整備した総合戦略部内モデルオフィスにて行う。

→在席確認クラウド使用料:660千円(55千円×12月)



### 拡充 ②

#### ●アナログ規制の点検・見直し ※例規集管理事業に計上

(国の動き)令和4年6月「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定。令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置付け、「アナログ規制」撤廃のための、法令等の見直し作業を実施し、自治体にも見直しに合わせた対応を求めている。

(本村の対応)国法令の見直し終了後の令和6年7月以降、全例規について「規制該当規定の点検」を行う。結果を踏まえ、令和7年度に「アナログ規制」の見直し方針を策定。方針に即し、制度や運用見直しを全庁を挙げて実施し、行政手続におけるDXや庁内業務のBPRのさらなる推進を図る。

→アナログ規制の点検・見直し支援業務委託料:3,905千円

#### 例

第〇条 …敷地部分に**立ち入**って**目視**により〇〇の**調査**を行わなければならない。  
第〇条 〇〇事業者は、〇〇事業所ごとに**専らその職務に従事する常勤の管理者**を置かなければならない。

法令等の見直しや実情等に即し、こうした規制を緩和・撤廃

#### 職員の状況把握

- 登庁勤務, 在宅勤務を問わず、職員の状況を把握できる



WEB上で簡単に確認可能

#### (参考)オフィス改革プランの策定～実行スケジュール

令和6年度

7月:職員が働く空間の変化に合わせたレイアウト計画の作成

9月:物品調達仕様書案の作成

12月:オフィス改革プランの策定

令和7年度～

オフィス改革プランに基づき、全庁オフィス改革を順次実行

拡充

第6次総合計画「新しい役場」への転換:とうかい“まるごと”デジタル化構想  
デジタル対応社会推進事業

総合戦略部 地域戦略課  
デジタル戦略担当

R6年度当初予算額 1,317千円  
内訳)食糧費29千円,委託料1,205千円,備品購入費83千円



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 事業概要

- 『とうかい“まるごと”デジタル化構想』(令和5年3月改定)に基づき,これまでスマホ購入補助金やスマホ教室,スマホの相談窓口など高齢者へのスマートフォン(以下,「スマホ」という。)活用支援を軸としたデジタル・デバイド解消に取り組むとともに,スマホサポーター養成講座で協力いただけるボランティアを育成してきた。また,一部のモデル自治会にて支援者を育成し,スマホ活用支援のイベントを実施するなど共助体制づくりにも取り組み始めている。
- R6年度は,地域でのイベントにてスマホの相談窓口を開催するなど地域住民への啓発を積極的に行い,様々な地域での「スマホを教え学び合う体制づくり」を推進していく。

### 拡充

#### 【スマホの相談窓口】

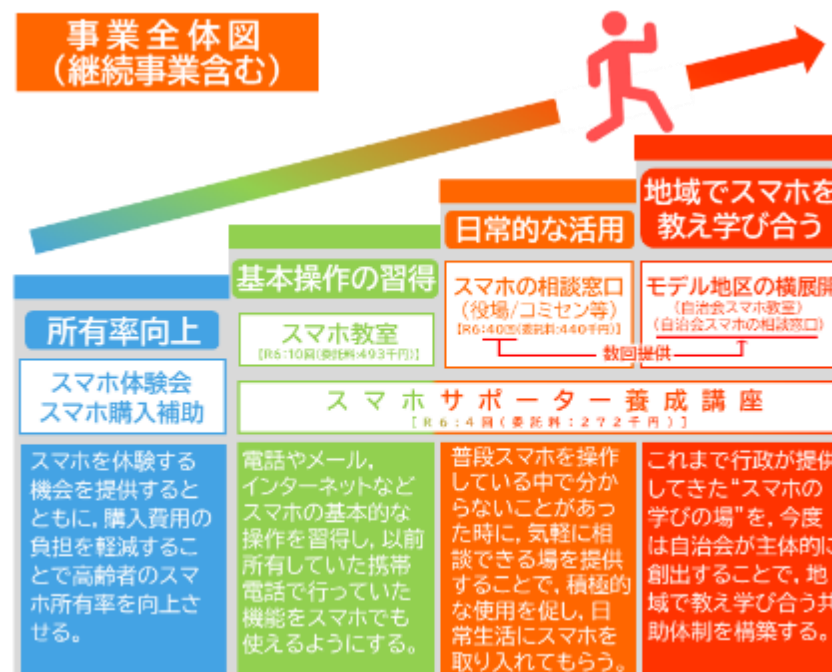
スマホ活用支援として役場等での『スマホの相談窓口』を26回/年実施する。加えて,地域主体での取り組みを推進するため,地域イベントでの開催するほか,地域主体での取組に発展した場合は,専門スタッフの派遣を行う。地域イベントへの出店や地域団体への貸し出しが想定されることから,軽量で持ち運びが容易,かつコンパクトな什器(テーブル,イス)を整備する。

- ▶スマホの相談窓口支援委託料 11千円/回×40回=440千円  
※役場等公共施設での実施26回,地域団体での実施14回(拡大)

- ▶スマホの「出張」相談窓口用備品購入費 83千円  
多目的ツール 4脚 44千円  
折り畳み式デスク&チェア 4セット 28千円  
諸費用 11千円



#### 事業全体図 (継続事業含む)



新規

## 民間学童クラブWi-Fi環境整備補助事業

福祉部子育て支援課  
計画推進・施設担当

令和6年度当初予算額 450千円

3 すべての人に  
健康と福祉を



4 質の高い教育を  
みんなに



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 背景・目的

- 令和4年度から、GIGAスクール構想の一環として小学校の児童一人に一台タブレットが貸与されたことを受け、長期休業中の宿題や連絡帳を、タブレットへ移行する小学校が増加
  - 学校長や保護者から公設学童クラブ指定管理者に対し、学童クラブでのタブレットの使用を求める要望が挙がる
  - 教育委員会の調査により、学童クラブへのWi-Fi環境の整備の必要性については、「放課後の学習におけるタブレットの活用促進の観点から、Wi-Fi環境が整備されることが望まれる」と判断
  - 令和5年7月、公設学童クラブにWi-Fi環境を整備し、夏休み期間のタブレット学習環境を提供
- 公設・民間問わず、村内学童クラブにおける放課後の学習環境を整えていくため、民間学童クラブにおけるWi-Fi環境整備に対し補助事業を実施

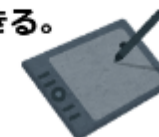
### 事業概要

- ・対象 民間学童クラブ（5カ所）
  - ・内容 児童がタブレットを用いて学習をするために必要なWi-Fi設備の設置に係る費用に対する補助（初期設定費、工事費等）
  - ・補助率 1/2（1クラブ上限9万円）
  - ・備考 補助は1クラブ1回限り
- ※令和6年度予算 9万円×5カ所=45万円



### 事業効果

- ▶ Wi-Fi環境を整備することにより、タブレット学習が可能となり、学童クラブにおいて学習の機会を提供することができる。
- ▶ 学童クラブでタブレット学習を進められることにより、宿題の実施等、家庭内における保護者の負担軽減につながる。







予約・配車フロー



現状と課題

配車を人の手で行うことの限界

デマンドタクシーの利用者は年間40,000人弱で順調に推移し、高齢化を背景に利用の増加トレンドに入っている。  
人の手で行っている配車調整業務の効率性に課題があり、予約電話の混雑や予約お断りが一定数発生している。  
さらなるユーザー数の拡大には支障がある。

事業の概要

配車を人の手からAIへ

AI活用型の配車システムを導入し、上記課題に対応する。  
主ユーザーである高齢者のスマホ保有状況を鑑みて、電話予約は維持する。

導入の効果

配車調整速度・利便性の向上！

人の手では5分以上かかっていたタクシー運行経路の計算や車両・乗車する人の組み合わせなどの配車調整が、AIは数秒で終わる。さらに、

予約電話混雑頻度



運行データ蓄積による  
配車調整の最適化



その他 | 一例

- ・ネット予約なら24時間受付処理可能
- ・乗車したい時間が混雑している場合、その前後の予約可能な時間をAIが自動で提示

趣旨

本村は、昭和30年(1955年)3月31日、人口11,583人をもって発足、発展してきた。令和7年3月31日に村発足70周年の節目を迎える。村政70周年という節目を村民全体で祝うとともに、これまで先人たちが築いてきた歴史を振り返り、郷土に誇りと愛着を持ち、将来を展望し新たな村政進展の契機とする。そして、この思いを、未来の東海村を築いていく次世代につなげていく。これにふさわしい記念事業を実施する。

基本的考え方

- ・「70年をふりかえり未来を創造する」節目として、「未来」・「共創／参画」を共通の視点に事業を実施する。
- ・村長を本部長とする意思決定機関(令和6年3月設置)において**実施方針を決定したうえで、令和6年度から事業を企画立案・実施**する。
- ・事業期間は**令和6年度からの3年間**とする。(R6:実施体制構築・実施準備-R7:実施-R8:実施)
- ・事業は「記念式典」及び「記念誌」のほか、「記念事業」と「関連事業」の4大事業で構成する。
- ・70周年記念に向けた機運醸成や実施事業については、**広報紙、村HPのほか、LINE等のSNSで積極的に発信**する。
- ・記念事業に係る事業費はR7当初予算で措置することとするが、**準備等の経費は必要に応じてR6補正**を行う。

【基本方針案】

- (1) 郷土への愛着や誇りを高める取組み
- (2) 次世代へつなぐ未来の東海村へ向けた取組み
- (3) 村の魅力発信の取組み

取組みの内容

【記念式典の実施】

令和7年度の上半期(7月頃)に実施。節目として名誉村民等の選定、功労者等の特別表彰を実施。

【記念誌の発行等】

令和8年度末(令和9年3月末頃)に完成させる。記念式典や記念事業の内容も記録として掲載。

【記念事業の実施】

官民共創プロジェクトの実施等、わかものを含めた多くの村民を巻き込みながら事業を展開。

【関連事業の実施】

各部署が実施する目玉事業を70周年記念の冠事業として位置付け。



平成17年 東海村発足50周年記念式典

村発足70周年  
(令和7年3月31日)

スケジュール

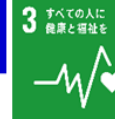
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
記念式典の実施	-----	● 7月頃	----- 3月末頃
記念誌の発行等	-----	-----	----- ●
記念事業の実施	随時 ----- ●	----- ●	----- ●
関連事業の実施	随時 ----- ●	----- ●	----- ●

新規

# 東海村企画公募補助事業

村民生活部村民活動支援課  
村民活動支援担当

R6年度当初予算額 5,000千円  
【内訳】交付金 他

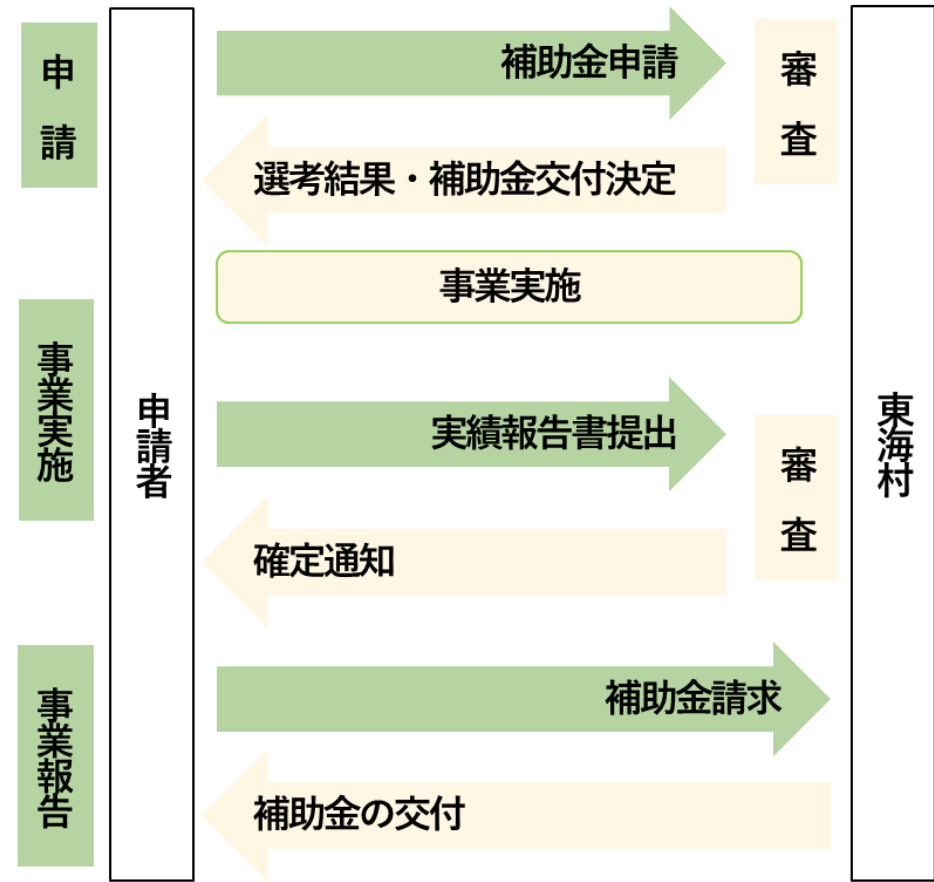


SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

東海村発足70周年を機に村民の一体感や、村への愛着やシビックプライドの醸成することを目的に、村民自身の手で企画・実施するイベント等に対し補助を行う。

- 事業概要** 多くの村民が参加できる事業を展開する村内を活動拠点とする村民団体や非営利法人(村の外郭団体を除く)を対象とする。
- 対象事業** ①地域資源を生かした村の魅力づくりに関する事業②にぎわいの創出や交流人口の拡大に関する事業③若い世代や女性が魅力を感じるまちづくりに関する事業④子育て支援に関する事業⑤子ども達の郷土愛の醸成に関する事業
- 補助額** 上限額100万円/団体(下限額30万円/団体とする)
- 申請受付期間** R6.4.1~R7.1.31
- 事業実施期間** 交付決定以降~R7.3.31
- 各課の役割** 村民活動支援課：事務局。公募された書類の受付等。他課：各団体との相談窓口。各種提出書類作成のサポート。

## 7. 申請から補助金交付までの流れ





*Memo*

**【問合せ】**

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村総合戦略部政策推進課計画調整担当

電話：029-282-1711（内線1336）

FAX：029-287-0317

MAIL:seisaku@vill.tokai.ibaraki.jp